



松本市文化芸術推進基本計画 [改訂版]

# 未来へつなぐ文化芸術の10年計画

～文化芸術で人と人がつながり、  
まちに魅力と活気があふれる  
三ガク都・松本をめざして～



令和3年度 文化観光部 文化振興課  
令和6年度 改訂







豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

- 岳 自然豊かな環境に感謝し
- 楽 文化・芸術を楽しみ
- 学 共に生涯学び続ける

 松本市



## はじめに



文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人の変わらない願いであり、心のつながりや相互に理解・尊重し合う土壌を育み、心豊かな社会を形成するものです。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、あらゆるものの意義やあり方が問い直されている今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させること、そして、新たな文化芸術の創造を進めていくことが必要です。

新たに策定した「松本市文化芸術推進基本計画」は、基本構想 2030 が掲げる「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を実現するため、「豊かさを育む文化芸術の推進」に取り組むための、向こう 10 年間の具体的な計画です。

有識者や活動者らで構成する松本市文化芸術振興審議会で検討を重ね、この計画で目指す松本市の姿を「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク（岳・楽・学）都・松本」に決定しました。審議会の委員や市民の皆さんからいただいた意見をもとに、文化芸術の振興にとどまらず、共に生きる社会の基盤形成、経済を含む創造的な諸活動の創出といった、社会的な波及効果をもたらすことを視野に入れた計画となりました。

時代の転換期を迎えている今だからこそ、この計画を通じて松本の歴史や自然にさらなる磨きをかけ、新たな文化芸術の創造を目指します。心豊かな生活と活力ある社会の実現を図り、「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」をつくるため、日々取り組みを進めていきます。

令和 4 年 3 月

松本市長 臥雲 義尚

# 目次

## 第1章 松本市を特徴付ける文化

1 歴史	6
2 風土	10
3 民俗	14
4 イベント	18
まつもと文芸キーワード①	20

## 第2章 文化芸術基本計画

1 基本計画の一部改訂の目的	22
2 基本計画の位置付けと計画期間	22
3 基本計画の対象とする文化芸術の範囲	23
4 松本市の文化芸術を取り巻く状況	24
5 国、県の文化振興施策	25
6 三ガク都松本の文化芸術と目指す姿	26
7 松本市の目標	28
8 施策の体系及び主な取組み	29
まつもと文芸キーワード②	32

## 第3章 推進体制と計画の評価検証

1 推進体制	34
2 基本計画の評価検証	35

## 第4章 資料編

松本市立の文化施設の概要	38	松本市の指定無形民俗文化財	39
松本市文化芸術表彰者（大賞・功労・奨励表彰等）一覧	40		
文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）受賞	41		
文化芸術に関する市民アンケート結果	41	国・県などの文化芸術の動き	51
松本市の文化芸術に関する条例等一覧	52	松本市の文化施設等のあゆみ	53
松本市の主な出来事など	54	文化芸術基本法	57
松本市文化芸術基本条例	60		
策定及び見直しまでの経過	62	松本市文化芸術振興審議会委員名簿	62

### 例言

- 1 本計画の編集・執筆は、松本市文化観光部文化振興課が行いました。
- 2 本計画に掲載した画像は、特に出典の記載がないものは、松本市関係部局から提供されたものです。
- 3 第4章 資料編アンケート結果の分析・作図について、松本市文化芸術振興審議会の宮嶋弘樹委員にご協力いただきました。

# 第1章 松本市を特徴付ける文化

# 1 歴史

松本市域に人が暮らし始めたことを確認できるのは、旧石器時代のことで、この時代の石器が市内で発掘されています。

縄文時代から古墳時代の遺跡が松本市内には数多くあり、なかでも3世紀末頃の築造とされる弘法山古墳は、東日本でも最も古い古墳の一つであり国史跡に指定されています。

平安時代には信濃国府が設けられ、鎌倉時代は信濃国守護の所在地でした。

安土桃山時代（織豊期）になると、小笠原貞慶は深志城の名を松本城と改め、これ以降、松本の地名が用いられるようになりました。

江戸時代には松本藩の城下町として栄え、今日の都市形成の礎を成しました。松本藩最後の藩主は戸田家9代の光則で、明治時代になると光則が廃仏毀釈を積極的に行い、多くの仏像や什物が廃棄されました。

明治4（1871）年に長野県の中南信地方と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生し、松本城二の丸御殿に県庁を置きました。しかし、明治9（1876）年に筑摩県庁舎が火災で焼失すると、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併され、筑摩県は廃止されました。

廃藩置県により政治の場としての機能を失った松本城は、明治5（1872）年に売りに出され、取壊しの危機にさらされました。この時、下横田町の副戸長をしていた市川量造らは、自らの資金や人々からの寄附をはじめ、松本博覧会の入場料収入などによって、松本城天守を買い戻し、破却の危機から救いました。破却を免れたものの、松本城は、天守の荒廃が進みました。当時、松本城二の丸地籍に校舎があった松本中学校の校長小林有也はその姿を憂い、有志とともに天守閣保存会を設立して、明治36（1903）年から大正2（1913）年にかけて、松本城天守の修理工事を行い荒廃から天守を守りました。

明治40（1907）年には、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。市長在職中は、県庁移庁期成同盟の陣頭指揮をとり、歩兵第五十連隊、日本銀行松本支店、松本高等学校などの誘致運動の中心となりました。

松本の人々は進取の精神に富み、近代化を受けて松本の城下町の景観は大きく変貌しました。その中で、洋風建築や看板建築の商家などの近代的な建物や、旧長野地方裁判所松本支部庁舎（国重要文化財）などが建築されました。



エリ穴遺跡 県宝（出土品）

（縄文時代、内田）

松本平を代表する縄文時代後晩期の遺跡

全国最多となる2,643点の土製耳飾のほか、人面付土版など多数の土製品・石製品が出土し、全国的な注目を集めた。





針塚古墳 県史跡  
(弥生時代、里山辺)  
市内唯一の積石塚（つみいしづか）古墳



弘法山古墳 国史跡  
(古墳時代、並柳)  
3世紀末の前方後方墳で東日本でも最古級の古墳



木造薬師如来坐像（牛伏寺） 国重要文化財  
(平安時代、内田)  
藤原時代の流麗で豊かな彫刻が特徴



殿村遺跡  
(室町時代、四賀)  
大規模な造成跡から、石垣や石列、礎石建物跡、瀬戸産や中国産の陶磁器、茶道具など、貴重な遺構・遺物が多数見つかる。



大宮熱田神社  
(本殿は室町時代、梓川)  
本殿は、室町時代建立の一間社流造りで国重要文化財



田村堂 国重要文化財  
(室町時代、波田)  
信州日光「若澤寺」の遺構



松本城天守 国宝

(安土桃山時代(織豊期)、丸の内)

長野県松本市のシンボルである松本城は、今から約430年前に築造され、北アルプスを借景とする5重6階の重厚な松本城天守は、現存12天守の一つであり、国宝指定された5天守の一つとして日本を代表する城郭建築



わかみやほちまんしゃほんでん  
若宮八幡社本殿 国重要文化財  
(安土桃山時代(織豊期)、筑摩)  
かつての松本城鎮守社



高橋家住宅 市重要文化財  
(江戸時代、開智)  
松本市内に現存する数少ない武家住宅のひとつ



旧開智学校 国宝  
(明治、開智)  
現在は女鳥羽川沿いから移築され、教育博物館として保存活用している。



旧山辺学校 県宝  
(明治、里山辺)  
開智学校の「ギヤマン学校」に対し「障子学校」と呼ばれた。



旧松本高等学校 国重要文化財  
(大正、県)  
官立の旧制高等学校。現在はあがたの森文化会館として保存活用されている。



旧長野地方裁判所松本支部庁舎 国重要文化財  
(明治、島立)  
明治41(1908)年建築の明治期を代表する近代和風建築。旧憲法下の法廷で現存する唯一の建物。現在は、松本城二の丸御殿跡から移築され、松本市歴史の里で保存活用されている。



松商学園高等学校 国登録有形文化財  
(昭和、県) © 学校法人 松商学園 松商学園高等学校  
国の登録有形文化財に登録されているのは、本館、講堂、柔剣道場の3棟



松本深志高等学校 国登録有形文化財  
(昭和、鎌ヶ崎) © 長野県松本深志高等学校  
国の登録有形文化財に登録されているのは、管理普通教室棟と講堂の2棟

## 2 風土

松本市は、西に北アルプス、東に美ヶ原高原と美しい景観が広がり、様々な河川の流入により扇状地が形成されています。このような豊かな自然がもたらす湧水や温泉などの恵みが松本独自の文化の要素の一つとなっています。

松本市の気候は、日較差・年較差が大きいことや湿度が低く日照時間が長いことが特徴で、果樹等の栽培も盛んです。

松本の城下町から延びる街道沿いには、交通の要衝<sup>ざいごうまち</sup>に在郷町が形成され、城下町へ出入りする人々により、様々な文化や産物がもたらされました。これらの町は周辺の村落と経済圏を形成し、地域ごとに特色ある生活が営まれ、野麦峠沿いの奈川地区や安曇地区では、飛騨地方から伝播した独特の野菜が今も栽培されるなど、独特の食文化をかたちづくってきました。



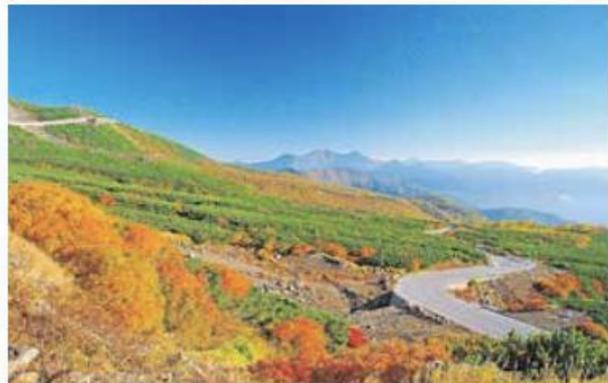
常念岳  
松本から見える北アルプスのシンボリック的存在



上高地 国特別名勝及び特別天然記念物  
(安曇)  
国特別名勝及び特別天然記念物は、上高地・黒部峡谷の2か所のみ



美ヶ原高原  
(入山辺)  
八ヶ岳中信高原国定公園の最北に位置する日本一広い高原台地を誇る高原



乗鞍エコーライン  
(安曇)  
自動車道路の日本最高標高地点を走る。



**嘉門次小屋**  
(大正、安曇)  
山岳ガイドの先駆け、上條嘉門次に由来する山小屋。  
囲炉裏の間は国登録有形文化財となっている。



**徳本峠小屋** 国登録有形文化財  
(安曇)  
松本盆地から上高地に至る、登山道の最高点にあたる徳本峠に建つ山小屋



**大名町通り**  
(大手3丁目)  
千歳橋には松本城の正面玄関口大手門があり、その門に入ることを許されたのは武士のみだった。高禄の藩士が居住し、大名小路、重臣などの武家住宅地として栄えた。明治維新後は警察や銀行が造られ、旧第一勧業銀行松本支店（登録有形文化財）は近代建築の代表例の一つとして商業都市松本を象徴している。



**本町通り**  
(中央2丁目)  
公儀御用のための宿泊施設である御使者宿が設けられるなど、松本宿として栄えた。善光寺道、野麦街道が交わる場所であり、江戸時代から商業、文化の中心として松本の主要な通りとなっている。



**中町通り**  
(中央)  
善光寺街道沿いの問屋街として発展してきた。明治21年の大火により多くの家屋が焼失したが、焼け野原に残った「土蔵」が耐火建築物として見直され、現在でもその一部を残し、街なみとして歴史の面影を現在に伝えている。



白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石 国特別天然記念物  
(安曇)

温泉に由来する沈殿物が作り出す景観



白骨温泉  
(安曇)

鎌倉時代に既に湧き出していたと伝わり、乳白色で弱酸性の源泉かけ流しの秘湯として人気



浅間温泉  
(浅間)

室町時代には深志城（現在の松本城）の庇護を受け、江戸時代には城主の御殿湯が設けられた歴史ある温泉。戦後の松本、ひいては信州における美術復興に尽力した石井柏亭のほか、中央画壇の画家や文人たちが疎開し、活動拠点とした地でもある。



源智の井戸 市特別史跡  
(中央)

周囲を山々に囲まれた複合扇状地の松本市街地は、豊富な地下水がいたる所に湧き出している。特に「源智の井戸」は、江戸時代、当国第一の名水と称賛され歴代領主の保護を受けた。



本棟造りの民家（写真は国重要文化財の馬場家住宅）  
(内田他)

長野県の中中信地方にのみ分布している建築様式財を成した豪農などの民家で、板葺で切妻造りであり、妻のある方に入口があるという特徴がある。



そば  
(各地)  
信州を代表する食べ物。  
そばの名産地となったのは、栽培条件が整っていたため。



とうじそば  
(奈川)  
そばをつゆに浸ける事を「湯じ」といい、これが「とうじ」の語源と言われている。ひたし・あたためるという意味もある。



信州味噌  
全国の味噌生産量の50%以上を占める長野県の中でも、松本は県内有数の「信州味噌」の産地。昔ながらの製法で作られている。



松本一本ねぎ  
柔らかさを出すために夏の暑い時期に行われるの植替え作業。松本地域にはこの他に5種類の「信州の伝統野菜」がある。



りんご  
(梓川、今井等)  
梓川では全国に先がけてわい化栽培を採り入れ、味、品質ともに日本一と賞され、昭和59年の農林水産祭で「天皇杯」を受賞した。



すいか  
(波田)  
波田地区で生産されるすいかは、独特のシャリシャリ感があり、全国ブランドとして、この地域を代表する農産物



ぶどう  
(山辺)  
山辺地区は、長野県のぶどうの発祥地として知られ、美味しい「山辺ぶどう」として、松本の名産品となっている。

### 3 民俗

現在、私たちの暮らしに受け継がれている伝承文化は、江戸時代の松本藩領だった頃に形成されたものが多く、そのルーツを探ると、その多くが武家地から伝わったもの、町人地から伝わったもの、周辺集落（ムラ）から伝わったものに大別できます。

また、かつて江戸や大坂で行われていたものが<sup>すた</sup>廃れず今もなお受け継がれているものや、当時から町人の力が強かった松本城下の特性が色濃く残るもの、内陸地でありながら海に縁のある祭事が受け継がれているものなど、特徴的な民俗が数多く残っています。こうした伝統行事に加え、松本ぼんぼんなどの新たな行事が、松本市に根付いています。



花見の御柱（梓川）  
1月1日の早朝子どもたちが3か所にある道祖神碑にそれぞれお参りし、その帰りに大人を起こして歩く。その後、大人たちが集まってきて、御神酒をいただき、身を清めてから子どもたちと、日の出とともに太陽の方向に向けて御柱を立てる。その後、1月5日の早朝に御柱は倒される。  
市重要無形民俗文化財



上波田の御柱（波田）  
正月にオンベを切り、柱に飾って立て、柱を倒した後、オンベを配る、男子小学生を中心とした行事。もともとは1月14日に立て、20日に倒した小正月の行事で、今は3丁場申し合わせの上で、1月5日前後に立て、成人の日（1月の第2月曜日）頃に倒している。  
市重要無形民俗文化財



松本あめ市（1月の第2日曜日）  
あめ市は、かつて、初市あるいは塩市とも呼ばれ、1月11日に行われました。深志神社の氏子である本町、中町、伊勢町の商店街では、町会ごとに恵比寿や大黒等を祭神とした拝殿が造られ、年頭の大売出しが行われます。あめ市の起源は、戦国時代に武田晴信（信玄）と長尾景虎（上杉謙信）が信濃（長野県）の覇権を争っていたとき、駿河（静岡県）の今川氏真が武田氏の支配地に塩の供給を断つという戦略をとったため、これに義憤を感じた景虎が越後から信濃に塩を送り、松本に着いた日を記念して塩市がはじまったという言い伝えがあります。現在では各商店街でさまざまな催しが行われ、松本の新春の一大イベントとして多くの来街者で賑わいます。



三九郎（1月15日頃）  
小正月に行われる火祭りを中信地方では「三九郎」と呼び、1年間の無病息災を願う。もともとはムラで行われていたお祭り



コトヨウカ行事（2月8日）  
疫病神を追い出すためにわらの作り物を供え、念仏を唱えるなど、この日各地で行われる。入山辺、里山辺、両島等の8地区の行事は、「松本のコトヨウカ行事」として国の選択無形民俗文化財になっている。



月遅れのひな祭り(4月3日) ©三村隆彦  
松本では江戸中期に京都から伝わった押絵雛づくりが、文化・文政期から天保期(1804~1844年)に武家の内職として始まった。昭和初期に技術が途絶えたが、戦後その技法が復活され、現在では特に海外で人気が高い。今でもこの時期になると、ひな人形の押絵雛をみることができる。



島内の鳥居火(4月14日~16日)  
城山の西斜面で島内の大宮神社と武宮神社の春祭りに行われる伝統神事。参加者がたいまつを持ち、五穀豊穡や家内安全等の願いを込める。市重要無形民俗文化財



里山辺お船祭り(5月4、5日)  
すずきがわ  
須々岐水神社のお祭り。各町会から9隻のお船(県宝)が曳き出され、田植えの時期、秋の豊作を祈願し行われる。市内には、他地区にもお船の舞台が残る。安曇野市の穂高神社で行われる「お船祭り」は、北九州がルーツとされる安曇族にちなむ祭りで、内陸部で海に縁のある祭りがあることは、こうした影響も考えられるといわれる。



島立堀米の裸祭り(7月第1土・日曜日)  
(写真は島立堀米裸祭り実行委員会提供)  
江戸時代中期の疫病流行からムラを守るために愛知の津島神社から津島様をお迎えし、村境を練り歩いたのが始まり。島立地区の堀米町会にある津島神社のお祭りで、子どもたちが、晒し木綿のもっこふんどし姿(現在は着衣)になり、疫病退散、五穀豊穡、厄除けなどを津島神社にお参りする。その後、紙のぼりをかざし、大きな声をかけながら集落の中を巡り、津島神社に戻る全国的にも珍しい民俗行事  
県無形民俗文化財



縄張りのある風景  
松本では、神社のお祭りの際に、氏子の家など神社周辺一帯に白い御幣を垂らした縄を張り巡らす風習が今も残っており、他地域にはあまりみられない特徴の一つ。



深志神社「天神祭」(7月24、25日)  
松本平に夏の到来をつける、江戸時代から続く祭り。町ごとに舞台をつくり、現在は16台の舞台(市重要有形民俗文化財)と神輿2基(市重要文化財)が保存され、天神祭で曳きまわしが行われる。



ぼんぼんと青山様 (8月上旬～お盆前)

武家地から始まったとされる伝統行事。12、3歳までの女兒が数人ずつ手をつなぎ、小さい順に横に2、3列をなして唄を歌って歩く七夕踊りが「ぼんぼん」。起源は不明だが、江戸や大坂でも行われていたものが廃れずに残ったもので、祖先の霊を誘うための行事といわれる。他の町会の行列と出会い、喧嘩になると男の子たちが喧嘩を買って出たことから、明治時代になり「青山様」(杉の葉を盛った「青山仕立て」の神輿にその名は由来)が加わった。市重要無形民俗文化財



「松本ぼんぼん」(8月上旬)

松本市を代表する夏の一大イベント。歩行者天国となった市内の中心街で、参加者はお揃いの格好に身を包み、市内の地名などを盛り込んだ軽快なサンバのリズムの歌に乗って踊る。



松本七夕人形飾り風景 (8月上旬～お盆)

信州や越後では、江戸時代から七夕行事(月遅れの8月)に、人形を軒先につるして飾る風習があった。松本地方の七夕人形は、板製、紙製と様々で、板のものは着物を着せて飾っていた。いずれも男女の顔が描かれているのが特徴。市立博物館が所有する七夕人形コレクションは、国の重要有形民俗文化財に指定されている。 © 三村隆彦



内田のササラ踊り (8月中旬)

はるか昔、内田地区に、官牧が置かれていた時代、人々が育んだ献上馬を送り出す時の「身振り」と「手振り」から踊りができたといわれる。後に牛伏寺の信仰と関わりをもったとも。竹片を束ねたササラを擦りながら、「内田小唄」に合わせて伝承されている盆踊り。市重要無形民俗文化財



**奈川獅子 (9月第1土曜日)**  
 奈川寄合渡にある天宮大明神の秋祭りで行われる獅子舞。大正時代の初期に北陸富山から伝えられたという獅子舞で、人々を苦しめた大獅子を仕留める舞が夜の境内で繰り広げられる。市重要無形民俗文化財



**浅間温泉たいまつ祭り (10月上旬)**  
 五穀豊穡と人々の安泰を願って行われる御射神社春宮の火祭りで、採り入れ後の麦わらでつくったたいまつ(たいまつ)の煙に乗って、4kmほど奥の秋宮に帰られるという奉納行事。たいまつは50本ほど。長さ3m余、直径2m以上もある大きなものもあり、燃え上がるたいまつを持ってかけ声をかけながら練り歩く。



**松本民芸家具**  
 豊かな森林と乾燥した気候という環境と「民藝運動」の影響を受け、美しく堅牢で使うほどに味わい深い家具が生まれた。こうした家具が「松本民芸家具」と呼ばれ、現在でも製作が続けられている。



**松本てまり**  
 江戸時代に流行った手まりが、参勤交代で各地の城下町に伝わり、その技法が松本にも伝えられたもの。木綿の白糸を巻いて彩り豊かな色糸で絡げた美しさが特徴



**ミキノクチ**  
 年末に神棚に供える御神酒を入れた徳利(tokuri)にさして飾る縁起物。松本地方では江戸時代の末から始まったとされている。「松本のミキノクチ製作習俗」として国選択無形民俗文化財



**道祖神 (各地)**  
 集落の護りとして男女一対の石造物が数多く点在する。

## 4 イベント

松本市は、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできました。

戦後、「民藝運動」をきっかけに「松本民芸館」や「松本民芸家具」が誕生し、その後、全国からものづくりを志す若者が集まるようになりました。

また、松本市は、世界的に著名な演奏家を輩出しているスズキ・メソード発祥の地でもあります。

こうした土壌から、現在の松本市は、工芸の五月・クラフトフェアまつもと、セイジ・オザワ 松本フェスティバル (OMF)、信州・まつもと大歌舞伎、まつもと街なか大道芸等の優れた文化芸術を国内外に発信するまちとして展開しています。

これらのイベントの多くが、ボランティアや市民サポーターに支えられている点も大きな特徴です。

四季折々に行われる多彩な文化芸術イベントが、まちに潤いと活気をもたらし、文化芸術が本市の魅力の一つになっています。



クラフトフェアまつもと  
(あがたの森公園、5月下旬)  
全国各地から様々なジャンルの工芸作家が出展する国内屈指の野外クラフトイベント



信州・まつもと大歌舞伎  
(まつもと市民芸術館、6～7月) © 山田毅  
まつもと市民芸術館の串田和美総監督が手がけてきたコクーン歌舞伎に、“まつもとならでは”の演出を加えて上演されるもの。  
まち全体で歌舞伎を盛り上げようと、企画段階から市民が関わり、ボランティアとして市民サポーター約400人が携わる。



国宝松本城太鼓まつり (松本城公園、7月)  
国宝松本城を背景に、全国から集まった太鼓団体と地元松本市の太鼓団体による演奏



国宝松本城「薪能」 (松本城公園、8月)  
かがり火が照らす幽玄の世界



セイジ・オザワ 松本フェスティバル  
 (まつもと市民芸術館、8～9月)  
 サイトウ・キネン・オーケストラの演奏 ©山田毅  
 西洋音楽の先駆者、齋藤秀雄氏の没後、氏の功績を称えるため、  
 小澤征爾総監督のもと「サイトウ・キネンフェスティバル松本」  
 として平成4(1992)年から毎年行われている国際音楽祭。  
 平成27(2015)年に名称変更。これらの運営を支援するため、  
 県内外から500人を超えるボランティアスタッフが集まる。



まつもと街なかジャズフェスティバル  
 (中心市街地、9月) ©山田毅  
 松本城を中心とした松本の街がステージに変わり、街なか  
 に音楽、ジャズがあふれるフェスティバル  
 松本城公園や花時計公園など全5か所で一流のミュージシャン  
 が演奏し、大道芸人が花を添える。



まつもと街なか大道芸  
 (中心市街地、9月) ©山田毅  
 国内外で活躍する一流の大道芸人が繰り広げる圧巻なパ  
 フォーマンスを街中で楽しめる、松本市の一大イベント



国宝松本城氷彫フェスティバル(松本城公園、1月)  
 寒い冬の気候を活かした野外氷彫イベント



音楽文化ホール自主事業  
 県内唯一のコンサート用オルガン及びホール所有のチェン  
 パコを活用した演奏会や講習会等、特色ある事業を展開し  
 ている。



公募展「老いるほど若くなる」の会場風景  
 70歳以上の高齢者公募展、小学生参画型企画展等、地域  
 に根ざした特徴的な企画展示も行われる松本市美術館

これらのことから、松本市では、古くから地域の持つ風土に根ざした文化芸術と松本市の風土に新しい風を吹き込むことで発展した文化芸術により、様々なものを受け入れ、楽しみ、発信する文化が実を結びました。

## まつもと文芸キーワード①

### 三ガク都

松本市の特性を示す用語として、平成 17 (2005) 年の 4 村 (四賀村・安曇村・奈川村・梓川村) 合併以後使用されている呼び方で、三ガク都とは、山岳の「岳都」、学びの「学都」、音楽・芸術の「楽都」の三つのガク都のこと。特に平成 19 (2007) 年の市制施行 100 周年から多く用いられるようになり、基本構想 2030 では、

「岳：自然豊かな環境に感謝し 楽：文化・芸術を楽しみ 学：共に生涯学び続ける」  
ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」(進化・深化) をさせることを基本理念としている。

### 藩校・そうきょうかん 崇教館と寺子屋

崇教館は、藩主戸田光行 (1769-1840) が藩士及びその子弟に文武の道を学ばせるために寛政 5 (1793) 年に設立した藩校。現在の松本市役所本庁舎と日本銀行松本支店との間付近の三の丸柳町にあって、生徒数は文政・天保期 (1818-1844) で約 60 人、松本藩学に改組された明治 3 (1870) 年には 300 人余を超えたとされている。明治 6 (1873) 年の学制発布による開智学校開校で役割を終えた。

一方、江戸時代中期以降、庶民の教育機関となった私塾や寺子屋は、天保年間 (1830-1844 年) にピークを迎え、全国一多かった長野県の中でも、松本は特に多かったと言われ、維新时期には判明するもので 110 を数えたとされている。

### 民藝運動

柳宗悦 (1889-1961) が大正時代に提唱した運動。日本各地にある焼き物、染織、漆器、木竹工等、美術史が正当に評価してこなかったものに光を当て「無名の職人が作る生活用品にこそ美がある」という考えのもと、失われていく日本の伝統的な文化を案じ、近代化=西洋化という安易な流れに警鐘を鳴らした。

古くから手仕事の職人が多く住んだ松本市では、第 2 次世界大戦後、民藝による戦後の復興を目指し、民藝の思想を実践する活動が 三代澤本寿 (1909-2002 型絵染作家)、丸山太郎 (1909-1985 松本民芸館創館者)、池田三四郎 (1909-1999 松本民芸家具創始者) 等を中心に、家具や木工、手織紬等の分野で展開された。柳もこの運動に携わり「民藝のまち・松本」の礎を築いた。

### スズキ・メソード

「能力は生まれつきではない」、「どの子どもも育つ。育て方ひとつ」という考えに基づいて、幼児期から楽しみながら知らず知らずのうちに上達していくという鈴木鎮一 (1898-1998) の創始した音楽教育法で、海外でも大きな反響を呼んだ。この出発点が、昭和 21 (1946) 年に設立された「松本音楽院」で、昭和 26 (1951) 年から自宅として使用された建物は、現在「鈴木鎮一記念館」として保存され、その功績を伝えている。

基本計画では、「松本らしさ」を松本の歴史、風土、文化が育んできた他にはない特徴と捉え、次のものを代表例と考えました。皆さんはどのようなものを「松本らしさ」と考え、どのような「松本らしさ」を継承・創造したいと考えますか？

- (1) 松本城及び城下町の歴史文化景観と習俗
- (2) 道祖神等に代表される周辺集落、野麦街道、善光寺街道等に残る街並み等の歴史文化景観と習俗
- (3) 城下町、内陸地であることに由来する産業、食文化
- (4) 北アルプス等の山岳景観とその恵み (湧水、温泉)、登山文化
- (5) 教育を重んじる気風と進取の気質
- (6) 多彩なイベント、優れた文化芸術に触れられる多くの機会

## 第2章 文化芸術基本計画

### 1 基本計画の一部改訂の目的

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項では、地方公共団体は国の文化芸術推進基本計画を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう規定されています。

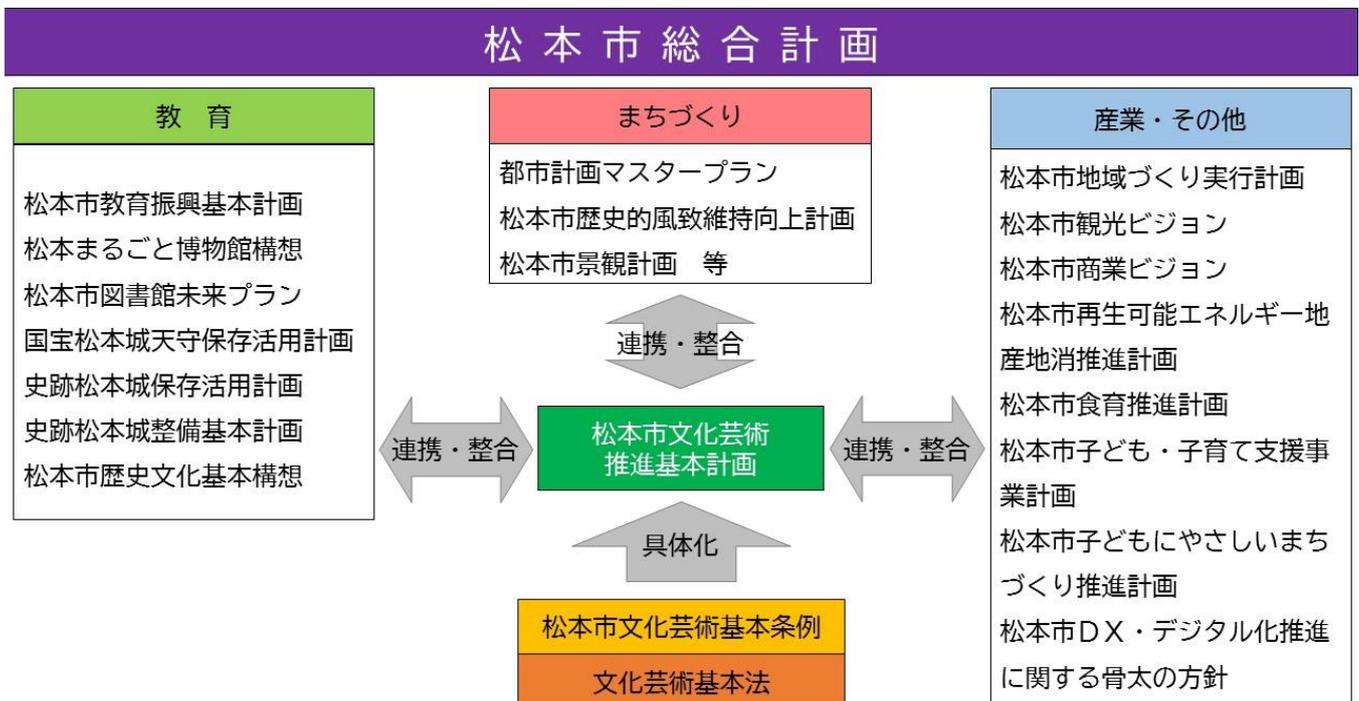
令和5（2023）年3月に文化芸術推進基本計画及び長野県文化芸術振興計画が改訂されたことや、社会状況の急激な変化への対応から、計画期間の途中ではありますが、松本市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を効果的かつ着実に実施するために、国、県の計画の趣旨を踏まえ、第2章及び第3章の内容について必要な改訂を行いました。

目指すべき姿や目標は踏襲することとし、表現や具体的施策の改正を行うことで、計画を着実に推進するものです。

### 2 基本計画の位置付けと計画期間

(1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例（平成15年条例第41号）及び松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。

(2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持ちます。基本計画はこの点を踏まえ、まちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図るようにします。



### (3) 計画期間

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
基本構想2030									
松本市文化芸術推進基本計画				(改訂) 松本市文化芸術推進基本計画					

### 3 基本計画の対象とする文化芸術の範囲

文化芸術基本法に規定された次の文化芸術を対象とします。

芸術	文学【俳句等】、音楽【セイジ・オザワ 松本フェスティバル等】、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術【建築文化等】
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽【薪能】、文楽、歌舞伎【信州・まつもと大歌舞伎】、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化	伝統的工芸・民藝・クラフト、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	松本地域における文化芸術の振興及び地域振興のための公演、展示、芸術祭、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 【月遅れのひな祭り、ぼんぼんと青山様、御柱祭、三九郎、松本あめ市、コトヨウカ行事等】

他の個別計画と重複する分野については対象に含めるものの、内容的に当該個別計画が優先する分野は、原則として当該個別計画に委ねます。

#### 4 松本市の文化芸術を取り巻く状況

##### (1) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響

令和元（2019）年12月に感染が確認されて以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、文化芸術活動の継続に大きな影響を及ぼしました。緊急事態宣言の発令などにより、文化芸術活動は不要不急のものであるかのごとく扱われ、多くの活動が中止や延期、規模縮小を余儀なくされました。また、地域の礎として機能してきた祭礼や民俗芸能等の伝統行事にも大きな影響を与えました。

一方で、文化芸術活動は世界の平和に寄与するものであるという共通認識により、オンラインの活用による文化芸術活動の継続や、リアルな体験による観客との一体感の共有の重要性が改めて確認されました。

文化芸術活動は人々のウェルビーイングのために必要不可欠であり、いかなる状況においても歩みを止めない意識の醸成が重要です。

##### (2) 人口減少と少子高齢化の進行による影響

令和5（2023）年の松本市の人口動態（令和6（2024）年1月1日現在）は、県内市町村で最多の501人の社会増となり、転入者や移住者が多い状況です。一方、自然増減は△1,474人となり、松本市全体の人口は235,475人（△972人）となりました。

文化芸術分野においては、少子化による担い手不足が問題となっており、伝統文化の継承が今後の課題として挙げられます。また、人口減少は文化芸術活動の鑑賞者や文化施設の入館者の減少にもつながります。

文化芸術分野は、子どもや高齢者を含む全ての人々が心身ともに健康で豊かな生活を送るために重要であることから、少子高齢社会における需要や市場をより意識する必要があります。持続可能なまちづくりを進めるため、文化芸術の力による心豊かな社会形成を進めるとともに、移住促進及び関係人口の増加が必要となります。

##### (3) デジタル化の急速な進展

現代社会は、デジタル化の急速な進展により表現や情報発信の形態が多様化しています。松本市では、情報通信技術の進化と普及に伴い、松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の重点戦略として「DX・デジタル化」を掲げています。デジタル技術を活用することで、文化芸術施設等の利便性の幅を広げるとともに、デジタル技術を用いた文化芸術活動を推進する必要があります。

##### (4) 多様性を認め合う社会づくり

令和5（2023）年3月に制定した差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例（令和5年条例第2号）では、年齢、性別、人種、国籍、民族、信条、出自、障がいなど、それぞれの違いに寛容なまちづくりを目指しています。人々が、文化

芸術活動により他者と交わることで互いを理解し、多様性を認め合うまちづくりに繋げていきます。

また、令和4（2022）年9月には第4次松本市障がい者計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を策定し、障がい者団体と連携した交流機会の場の推進や、生涯学習及び文化芸術活動への参加の促進を目指しています。

#### (5) 持続可能な社会の実現

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施するように努めるものとされています。こうした制度を踏まえ、松本市では松本市ゼロカーボン実現条例（令和4年条例第24号。令和4（2022）年6月施行）の施行やまつもとゼロカーボン実現計画（松本市地球温暖化対策実行計画）（令和4（2022）年8月改訂）の策定を行い、持続可能な社会の実現を目指しています。

これらに合わせ、各文化施設等の脱炭素化に向けた取組みが必要となります。

### 5 国、県の文化振興施策

#### (1) 文化芸術推進基本計画（第2期）

政府は、文化芸術基本法の規定に基づき、令和5（2023）年3月に文化芸術推進基本計画（第2期）（以下「第2期基本計画」という。）を策定しました。第2期基本計画は、基本的には第1期基本計画を踏襲していますが、その成果と課題を踏まえた表現の適正化が図られました。

また、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化を踏まえ、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を創出し未来を切り開くことを目的としています。

#### (2) 博物館法の一部改正

昭和26（1951）年制定の博物館法（昭和26年法律第285号）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、博物館の発展を図ることによって、「国民の教育、学術」とともに、「文化」の発展に寄与することを目的に掲げてきました。

平成29（2017）年に、文化芸術施策の総合的な推進を図るために制定された文化芸術基本法の中では、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つとして位置付けられ、博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されています。

このように、これまでも博物館に期待されてきた文化の発展に資する役割が、近年制定された文化芸術基本法の中で改めて明確にされていることを踏まえて、令和5（2023）年4月に施行された博物館法の一部を改正する法律（令和4（2

022)年法律第24号)では、博物館法が、社会教育法に加えて文化芸術基本法  
の精神にも基づくことを定めています。また、地域の多様な主体との連携及び協力  
による文化観光などの活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことを努力義務  
化しています。

### (3) 文化財保護法の一部改正

令和3(2021)年6月、文化財保護法の一部を改正する法律(令和3年法律  
第22号)が施行されました。この改正により、文部科学大臣が有形文化財及び有  
形の民俗文化財だけでなく無形文化財及び無形の民俗文化財も登録できるよう  
になりました。

また、地方公共団体が、有形・無形文化財及び有形・無形民俗文化財のうち、保  
存及び活用のための措置が特に必要とされるものを、当該地方公共団体の文化財  
に関する登録簿に登録できるとともに、国の文化財登録原簿への登録を提案でき  
るよう併せて改正されました。

### (4) 障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)

文部科学省及び厚生労働省は、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法  
律(平成30年法律第47号)第7条に基づき、令和5(2023)年3月に障が  
い者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)を策定しました。  
文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力が発揮され、社会参加が促進される  
ことを目的としています。

### (5) 第2次長野県文化芸術振興計画

長野県は、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本  
計画に基づき、令和5(2023)年3月に第2次長野県文化芸術振興計画を策定  
しました。「文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つながる、信州のゆたか  
な未来」を目標に掲げ、地域主体の文化芸術活動の推進を重点的施策として定め  
ています。

## 6 三ガク都松本の文化芸術と目指す姿

文化芸術基本法第4条には、地方公共団体の責務として、文化芸術に関して自主的  
かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが記述されてい  
ます。文化とは、広義に捉えると人間と人間の生活に関わる総体であり、長い歴史の  
中で独自の自然環境や社会環境に基づき培われた全ての事柄であるといえます。

松本市は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と  
創造性により、地域に根差した独自の文化芸術を育んできました。その特性を踏ま  
え、松本市総合計画(基本構想2030・第11次基本計画)の基本理念に「豊かさ  
と幸せに挑み続ける三ガク都」を掲げ、市民が「松本らしさ」に誇りを持てるよう、  
目標や方向性を検討しました。

### (1) 岳（自然豊かな環境に感謝できる）

松本市は、東に標高2,000メートルの美ヶ原高原、西に標高3,000メートル級の峰々が連なる北アルプス山岳が広がり、日本の屋根と言われる山岳地帯から松本平と呼ばれる盆地まで変化に富んだ地勢を形成しています。

周囲を山々に囲まれた複合扇状地の市街地では豊富な地下水がいたる所に湧き出しており、豊かな自然の中に人々の暮らしが溶け込み多様な文化芸術を生み出しています。

### (2) 楽（文化・芸術を楽しむ）

戦後、松本市は民藝による地場産業の復興を計画しました。昭和21（1946）年には日本民藝協会長野県支部が結成、昭和37（1962）年には「松本民芸館」が開館、昭和51（1976）年には松本家具が家具業界で初めて通商産業大臣（現経済産業大臣）から伝統的工芸品に指定されています。全国からものづくりを志す若者が集まる工芸のまちとして栄え、他地域から伝承されたものや松本城下の特性が色濃く残るものなどが数多く継承されています。現在は、全国各地から様々なジャンルの工芸作家が出店するクラフトフェアまつもとが昭和60（1985）年から約40年にわたり開催されています。

また、松本市にはその他にも文化芸術を国内外に発信するイベント（セイジ・オザワ 松本フェスティバル、信州・まつもと大歌舞伎等）が多数存在します。これらのイベントはボランティアや市民サポーターによって支えられており、市民の文化芸術への関心の高さが継続的な開催につながっています。

### (3) 学（共に生涯学び続ける）

松本市は、明治時代に市民の浄財をもとに初等教育の場として旧開智学校を開校し、大正時代には当時の市年間予算を超える巨費を投じて旧制松本高等学校を誘致するなど、学びを基軸としたまちづくりが行われました。

伝統的に教育や文化を重んずる気風から、公民館数が全国で一番多い長野県の中でも松本市が一番多く、学びの場を設けることを大切にしています。また、登録博物館も多数存在し、学都松本として、学び続ける・共に学ぶ・時代に引き継ぐまちを目指しています。

#### <目指す姿>

文化芸術で人と人がつながり、まちに  
魅力と活気があふれる三ガク都・松本

## 7 松本市の目標

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、松本市の3つの目標を設定します。

### (1) 松本市文化芸術基本条例第7条

- ア 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関すること。
- イ 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関すること。
- ウ 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関すること。

### (2) 松本市の3つの目標

#### ア 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

市民のウェルビーイングのために、文化芸術は必要不可欠です。

性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍などに関わらず、全ての人々が文化芸術を創造し享受することは、社会参加の機会を開き、心豊かな市民生活と活力ある社会の実現につながります。誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造します。

#### イ 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

松本市では、これまでに数々の優れた文化芸術を国内外に発信し、松本市を代表する作品展示や文化芸術イベントを展開してきました。

また、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできたことから、現在では民間団体が繰り広げるクラフトフェアまつもとやマツモト建築芸術祭などのアート活動が松本の新たな顔となり、国内外に向け発信されています。「松本らしさ」の継承と創造の源は、市民一人ひとりです。心豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、人と人をつなげ、相互に理解し尊重しあえる社会を形成します。

#### ウ さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

文化芸術の持続的な発展のためには、社会のあらゆる場面で文化芸術の力が一層活かされていくことが必要です。

教育分野、福祉分野、観光振興などあらゆる分野で文化芸術の力が活用され、また、文化施設や活動団体の連携により、文化芸術が多面的に広がるよう、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

8 施策の体系及び主な取組み

【目指す松本市の姿】

# 文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と 活気があふれる三ガク都・松本

## 目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	世代や地域を問わず文化芸術に触れる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い分野の事業実施</li> <li>● 文化施設等のユニバーサルデザインの推進及びアンケート調査による運営方法の再整備</li> <li>● デジタル技術を活用し、オンラインを組み合わせたハイブリッドでの事業開催やアーカイブ配信</li> <li>● インターネット配信等が気軽にできる環境を構築</li> <li>● 他都市や海外との文化交流による新たな文化芸術に触れる機会の創出</li> <li>● 街なかの無料鑑賞会やアウトリーチ事業の実施</li> <li>● 中心市街地にとどまらない文化芸術事業の推進</li> <li>● 天候に左右されない野外会場等の研究</li> <li>● 入門編となる事業及び講座の実施</li> <li>● 市内開催事業の市民先行販売等の実施による市民参加促進</li> </ul>
	②多様な情報発信	幅広い世代や地域への文化芸術情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各世代や情報社会に応じ、SNSやメディア等を活用した情報発信</li> <li>● 松本市への観光客や新たなファンを増やすために、長野県内、首都圏、海外へ向けた、長期的かつ定期的な広報</li> </ul>
文化芸術活動者への支援の充実	①アートと社会をつなぐ相談・支援窓口の設置	活動者への継続的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、活動者、若者と行政、企業、団体の仲介となる総合的な情報収集・相談・支援及び観光分野と連携した情報発信窓口機能の新設</li> <li>● 実態調査に基づいたニーズの把握による効果的な支援及び課題解決体制の構築</li> <li>● アーティストバンクの再構築及びサポート体制の整備</li> <li>● (一財)松本市芸術文化振興財団と連携した文化芸術専門職及び若者・子どもと接する人材の育成</li> </ul>
	②文化芸術イベントのサポーターの育成	サポーターによる主体的運営の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民がサポーターとして気軽かつ主体的に運営に関わることができる体制構築による更なる協働可能な環境整備</li> <li>● サポーターと活動者等の交流機会創出によるやりがいづくり</li> <li>● 若者・子どもへの松本独自事業及びサポーター活動の周知による次世代サポーター育成</li> </ul>
	③表現の場の創出	文化芸術に関する活躍機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フリースペースや空き家等の活用及び音楽活動等が可能な場の創出の検討</li> <li>● 中心市街地にとどまらない表現の場の創出</li> <li>● 行政と企業、団体、市民の連携による表現の場の創出及びイベント開催推進</li> <li>● まちなかアートprojectによる市民、活動者、若者、子どもの表現の場の創出及びイベント推進</li> <li>● 年齢、性別、障がいの有無に関わらずあらゆる市民と協働する表現の場の創出</li> </ul>
	④顕彰	活動者のモチベーション向上及び市内外への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術表彰等の充実</li> <li>● 文化施設同士の連携による受賞者の活動発信</li> <li>● 行政及びまちなかアートprojectによる受賞者の支援体制の構築</li> </ul>

目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

基本施策	施策の方向性	目的	主な取組み
「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①伝統的工芸・民藝・クラフト文化の発展	松本独自の伝統的工芸・民藝・クラフト文化の継承及び発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統的工芸・民藝・クラフトの文化芸術的価値の啓発</li> <li>● 暮らしの文化に関する各種講座の実施</li> <li>● 伝統的工芸・民藝・クラフト事業を展開する企業や団体と行政との連携による事業推進及び情報発信等の支援</li> </ul>
	②松本独自事業の更なる展開	松本独自の文化芸術の継承及び発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」や「信州・まつもと大歌舞伎」など、国内外への波及力を持つ事業の継続及び発展</li> <li>● 地域の歴史・文化を知る機会の創出</li> <li>● 各地域での文化芸術活動等の振興及び支援</li> </ul>
	③新たな事業の展開	松本の新しい文化芸術の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域在住の活動者等との協働による新たな松本発の事業の実施</li> <li>● 各地域の特徴を活かした事業の開催</li> <li>● 市民、活動者、若者、子どもの意見を反映した事業の実施</li> <li>● 「松本まるごと博物館」の基幹施設である松本市立博物館及び分館を活用した地域の魅力や情報を発信する事業の展開</li> <li>● イベント備品や舞台美術備品のリユース等の取組み</li> </ul>
文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用	地域の文化財の未来への継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財の保存と活用に取り組む企業、団体、市民と行政との連携及び活動支援</li> <li>● 文化財修復技術者等の育成及び支援</li> <li>● 講座及び見学の開催による文化財を学ぶ機会の充実</li> <li>● 「松本市歴史文化基本構想」「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の文化財を観光やまちづくりへ活用することによる持続可能な保存活用</li> <li>● 博物館施設等での展示</li> <li>● 松本城の世界文化遺産登録に向けた取組みによる保存活用</li> </ul>
	②地域の伝統・民俗芸能の継承	地域の伝統・民俗芸能の未来への継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業、団体、市民との連携・協働・活動支援による伝統・民俗芸能の継承・発展</li> <li>● 伝統・民俗芸能継承者等の育成及び支援</li> <li>● 講座及び見学の開催による伝統・民俗芸能を学ぶ機会の充実</li> </ul>

### 目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	文化芸術活動等の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの文化芸術体験活動事業の実施及び学校教育・社会教育の整備</li> <li>● 松本独自事業等と連携した学校でのアウトリーチ事業やワークショップの実施</li> <li>● 学校の文化部活動の地域移行</li> </ul>
	②健康、医療、福祉分野との連携	生きがいづくりやこころの健康増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療施設や福祉施設での文化芸術ワークショップ等の開催</li> <li>● 障がい者の社会参加促進を目的とした障がい者団体との連携による障がい者が文化芸術を享受・鑑賞及び創造・発表する機会の確保</li> </ul>
	③観光分野との連携	文化芸術の活用による観光事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術を活用した市内回遊ルートの設定や文化芸術体験型の観光形態の確立による観光需要の増加</li> <li>● 企業、団体、市民との連携による文化芸術を活用した観光事業の実施</li> <li>● 食文化等を活かした産業・観光の振興及び企業、団体、市民との連携・協働・活動支援による食文化の継承・発展</li> </ul>
	④関係機関の連携強化	連携強化による文化芸術活動の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (一財)松本市文化芸術振興財団を中心とした企業、団体、市民との連携・協働・活動支援による文化芸術の継承・発展</li> <li>● 創造都市ネットワークへの参加等、姉妹・友好都市や他都市との交流及び連携による地域文化の更なる発展</li> <li>● つながりを深めるため、文化芸術活動団体や活動者同士の交流機会の提供</li> <li>● 大学、NPO、団体と行政の協働による文化芸術振興の新たな仕組みづくり</li> <li>● (一財)松本市文化芸術振興財団職員や各文化施設職員同士の交流及び意見交換</li> </ul>

## まつもと文芸キーワード②

### 鈴木鎮一記念館

平成8（1996）年4月に開館した鈴木鎮一記念館は、鈴木鎮一氏（名誉市民）の住宅の保存を図るとともに、鈴木氏に関する資料などを展示公開することにより、広く文化の向上に資することを目的として設置されている。

もともと、この建物は、鈴木氏が昭和26（1951）年から平成6（1994）年までにお住まいになられたところで、才能教育運動の萌芽、発展、海外進出の大きな時代を迎え、過ごされた場所である。

その後、松本市が鈴木氏から譲り受け、松本から発信された教育大革命の祖、鈴木鎮一氏の功績を讃え、後世に遺すべく、記念館として開設された。

現在は、「三ガク都」の文化・芸術の「楽都」の礎となる場所の一つである。



外観



内観



ロビー



メインホール

### 松本市音楽文化ホール（ザ・ハーモニーホール）

昭和60（1985）年にクラシック専用ホールとして開館し、市制施行90周年の昭和62（1987）年に県内の公共ホールとしては唯一のパイプオルガンが設置され、専属オルガニストの公演の他、クラシックを中心とした主催公演や市民の音楽活動に利用されている。

地方の公共ホールとしては、稼働率、集客率ともに高く、この背景には、地域に根ざした公演を活発に行っていることとともにハーモニーメイトというボランティア組織の存在があり、市民による音楽芸術の盛り上げの一翼を担っている。



大階段



主ホール

### まつもと市民芸術館

平成16（2004）年に開館したまつもと市民芸術館は、客席数750～1,800に可変する主ホール、客席数288の小ホール、360席の実験劇場などを備えた文化施設となっている。

松本の芸術拠点として、さまざまな舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民の活発な芸術文化活動を支援し、多彩な交流、文化の潤いを広げている。

また、まつもと市民芸術館ボランティアの会が開館当初から発足し、まつもと市民芸術館の公演の運営支援など、年間を通して自主的にサポートしている。

## 第3章 推進体制と計画の評価検証

## 1 推進体制

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術行政を推進する体制を明確にし、それぞれが役割を果たし、連携・協働して取組みを進めます。

### (1) 松本市

市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術に関する施策を推進します。文化振興のマネジメント役として、文化芸術推進基本計画に基づく事業を実施するとともに、市民のニーズや社会状況に合わせた適切な進捗管理を行っていきます。

また、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めます。

### (2) 文化芸術団体等

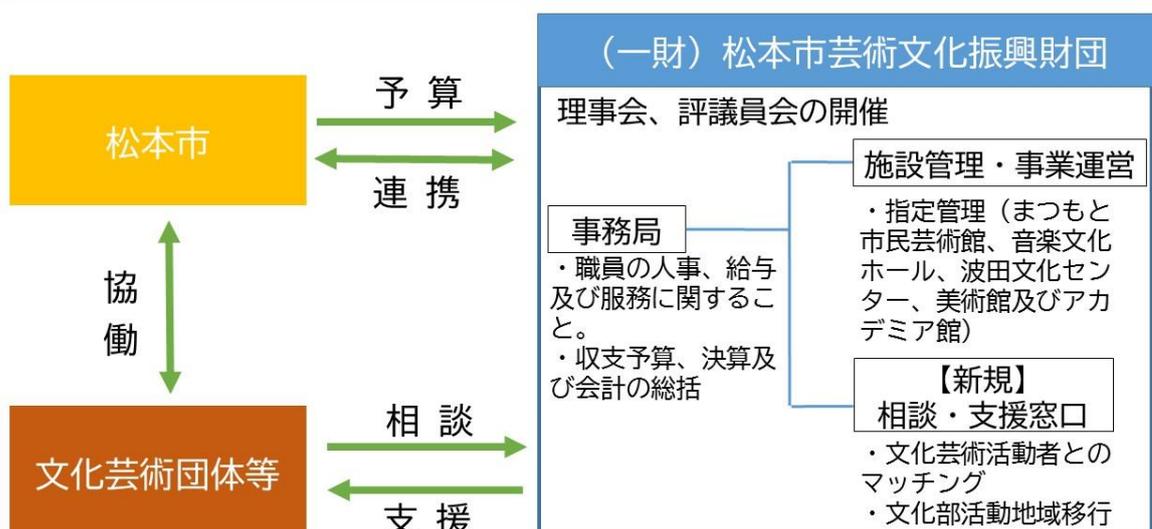
文化芸術活動の実践者であり、地域の文化芸術活動の担い手として、後進の指導や育成、団体相互の交流を促進することが期待されます。市と文化芸術団体で協働を図りながら、市民が文化芸術に触れ親しむ機会の提供や継承などに取り組みます。

### (3) 一般財団法人松本市芸術文化振興財団

この法人は、文化施設等の管理運営及び施設を活用した事業の推進により、市民の自主的な文化芸術活動を促進するとともに、優れた文化芸術に触れる機会を提供し、地域文化の継承・発展・創造を図り、もって、心豊かな活力ある社会の形成に寄与することを目的に設置された団体です。

文化芸術の推進組織として、財団がこれまで文化芸術の分野で担ってきた知識と経験を生かすとともに、財団の事業や組織運営の見直しを図りながら、市との連携により文化芸術の発展を図ります。また、市との連携により市民が文化芸術に触れる機会の創出、人材育成及び文化芸術活動への参加を支援していきます。

## 文化芸術推進体制（構想案）



## 2 基本計画の評価検証

計画期間の中間年（令和7（2025）年）及び最終年前年（令和11（2029）年）に市民アンケートを実施し、基本計画推進の効果検証を行うとともに、意見を反映した事業等を実施します。また、市内で活躍する個人・団体について実態調査を実施し、文化芸術活動者とのコミュニケーションを図り、連携できる体制を構築します。

### 目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	松本市の文化芸術施策に対する満足度	36.7%	45.0%
	②多様な情報発信	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
文化芸術活動者への支援の充実	①アートと社会をつなぐ相談・支援窓口の設置	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
	②文化芸術イベントのサポーターの育成	文化ボランティアに参加したいと思う人の割合	81.6%	85.0%
	③表現の場の創出	文化芸術活動の場の提供に対する満足度	25.1%	30.0%
		文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度	22.6%	30.0%
④顕彰	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%	
	アーティストの発掘及び支援に対する満足度	9.8%	15.0%	

目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①伝統的工芸・民藝・クラフト文化の発展	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する満足度	19.0%	25.0%
	②松本独自事業の更なる展開	市の魅力を向上するために文化芸術活動が必要と答えた割合	95.6%	98.0%
	③新たな事業の展開	市の魅力を向上するために文化芸術活動が必要と答えた割合	95.6%	98.0%
文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用	文化財保護のための取組みに対する満足度	43.5%	50.0%
		文化財等の観光への活用に対する満足度	42.1%	50.0%
	②地域の伝統・民俗芸能の継承	地域の伝統行事などの後継者育成の促進に対する満足度	10.5%	15.0%

目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度	27.5%	35.0%
	②健康、医療、福祉分野との連携	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用事業数（年間）	なし	5事業
	③観光分野との連携	文化財等の観光への活用に対する満足度	42.1%	50%
	④関係機関の連携強化	文化芸術団体の交流機会の提供数（年間）	なし	3事業

## 第 4 章 資料編

資料1 松本市立の文化施設の概要

No.	名称	設置年	設置目的	施設内容等	根拠法	必置規制等	運営方式	所管課
1	松本市音楽文化ホール	1985	市民の音楽文化の振興、福祉の増進	メインホール(693席)、小ホール(185席)、練習室等	(劇場法)	専門職員は制度上存在しない。	指定管理(利用料金併用方式)	文化振興課
2	まつもと市民芸術館	2004	市民福祉の増進、市民自らが文化芸術を創造、享受できる場を提供することで、本市の文化芸術の振興を図る。	主ホール(最大1800席)、小ホール(288席)、オープンスタジオ等				
3	松本市波田文化センター	1995	市民福祉の増進と文化の向上	ホール(260席)、練習室、会議室等				
4	鈴木鎮一記念館	1996	鈴木鎮一の住居の保存と資料等を展示公開することにより広く文化の向上を図る。	関係資料の公開展示	教育基本法、社会教育法、博物館法	なし(博物館類似施設)	指定管理(委託料方式)	博物館
5	松本市立博物館	1968	市域の自然環境や文化、産業等の遺産の保護活用を図り、市民の生涯学習と地域の振興に寄与	松本まるごと博物館の本館、常設展や特別展などの展示活動、講演会や講座を開講する学習支援活動等		学芸員を必置(登録博物館)	指定管理(委託料方式)	
6	国宝 旧開智学校校舎	1966		明治9年の擬洋風建築の校舎。建築関係資料及び江戸時代から現代までの教育関係資料を移築し展示・公開		なし(博物館類似施設)	直営	
7	松本民芸館	1992		日本と外国の日常生活に密着した民芸品(陶磁器、木工品、染織品など)を展示		学芸員を必置(登録博物館)		
8	松本市立考古博物館	1986		国史跡弘法山古墳出土品をはじめ、市内出土の考古資料を展示		なし(博物館類似施設)		
9	松本市立はかり資料館	1989		はかり、はかりに関する資料など、収蔵品約800点を展示		学芸員を必置(登録博物館)		
10	県宝 松本市旧司祭館	1991		明治22年に建築されたアーリー・アメリカン様式の純西洋館を移築復元し、公開		なし(博物館類似施設)		
11	旧制高等学校記念館	1993		日本で唯一の旧制高等学校記念館で、旧制高校当時の思い出やエピソードの数々を展示		学芸員を必置(登録博物館)		
12	窪田空穂記念館	1993		日本文学・短歌に関する資料や空穂の生い立ち、作品などを展示		なし(博物館類似施設)		
13	重要文化財 馬場家住宅	1997		松本地方を代表する民家建築で、住宅関係資料、生活民具などを展示		学芸員を必置(登録博物館)		
14	松本市歴史の里	2002		旧長野地方裁判所松本支部庁舎(県宝)、宝来屋(市重文)、座繰製糸工場、木下尚江生家、山本茂実資料の展示		なし(博物館類似施設)		
15	松本市時計博物館	2002		日本と世界の古時計と関連資料約400点を収蔵・展示		指定管理(委託料方式)		
16	松本市山と自然博物館	2007		アルプス公園内にあり、山岳・里山の自然、登山関係の資料を収蔵・展示		直営		
17	松本市四賀化石館	2005		地元で発見されたクジラの化石や、世界各地の化石、動物標本の展示				
18	松本市安曇資料館	2005		地元で生きた人々の往年の生業や暮らし、安曇の自然を紹介				
19	松本市高橋家住宅	2009		市重要文化財で、現存する武家住宅の中では県内最古の住宅を公開	なし(博物館類似施設)			
20	松本市美術館	2002	市民の美術に関する教養を高め、芸術及び文化の発展に寄与	常設展示室、企画展示室、記念展示室など。こども創作館・市民アトリエ・市民ギャラリー等は創作・発信の場として利用可能	学芸員を必置(登録博物館)	事業=直営、運営=指定管理(委託料方式(精算あり))	美術館	
21	松本市梓川アカデミア館	2005	市民福祉の増進と文化の向上	縄文時代から江戸時代に至る地域由来の資料を展示	なし(博物館類似施設)	指定管理(委託料方式)		
22	松本市中央図書館	1991	市民の教育と文化の発展に寄与	図書、CD、映像資料等を貸出。蔵書は100万冊を超え、分館を含めたネットワークを構築している。定期的にはなしの会等の活動も各館で行われている。	教育基本法、社会教育法、図書館法	司書の必置はなし	直営(検討の結果)	中央図書館
23	松本市立図書館分館(10館)	1979~2012						
24	Mウイング文化センター、中央公民館	1999	市民への生涯学習の場を提供、市民の福祉の増進と文化の向上(中央公民館はNO.25と同じ)	ホール(360席)、レクリエーション室、会議室、視聴覚室等	教育基本法、社会教育法	社会教育主事等の必置はなし	直営(政策的に直営)	生涯学習課・中央公民館
25	地区公民館(35館)	1979~2015	市民生活文化の振興及び福祉の増進	会議室、視聴覚室、調理実習室等				

資料2 松本市の指定無形民俗文化財

○国選択文化財 選択無形民俗文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
平成10.12.1	松本のミキノクチ製作習俗	-	-
平成12.12.25	松本のコトヨウカ行事	-	-

○県指定文化財 長野県無形民俗文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
昭和63.3.24	島立堀米の裸祭り	島立堀米町会	島立堀米

○県選択文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
平成13.9.11	松本のぼんぼん・青山様	-	-

○市指定文化財 松本市重要無形民俗文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
昭和51.10.21	内田のササラ踊り	内田ササラ踊り保存会	内田
平成4.3.11	島内の鳥居火	鳥居火会	島内
平成4.3.11	ぼんぼんと青山様	市内23地区の行事実施町会長	市内
平成8.2.8	里山辺追倉のお八日の綱引き	里山辺追倉のお八日の綱引き行事頭屋	里山辺薄町
平成8.2.8	入山辺上手町の貧乏神送りと風邪の神送り	入山辺上手町町会	入山辺上手町
平成8.2.8	今井下新田の八日念仏と足半	今井下新田町会	今井下新田
平成8.2.8	両島のお八日念仏	両島地区お八日念仏足半草履保存会	両島
平成8.2.8	入山辺舟付の八日念仏と百足ひき	入山辺舟付・宮原舟付地区	入山辺舟付
平成8.2.8	入山辺中村の風邪の神送り	入山辺北入中部町会中村地区	入山辺中村
平成8.2.8	入山辺厩所の貧乏神送り	入山辺原・厩所町会厩地区	入山辺厩所
平成8.2.8	入山辺奈良尾の貧乏神送りと風邪の神送り	入山辺三反田・奈良尾町会奈良尾地区	入山辺奈良尾
平成12.6.30	内田のおんべ祭り	内田第4町会横山講中、第5町会北花見講中、第6町会荒井常会	内田横山、北花見、荒井
平成12.6.30	入山辺大和合神社の御柱祭り	大和合神社の氏子	入山辺大和合
平成12.6.30	入山辺宮原神社の御柱祭り	宮原神社の氏子	入山辺宮原
平成12.6.30	入山辺橋倉諏訪神社の御柱祭り	橋倉諏訪神社の氏子	入山辺橋倉
平成12.6.30	里山辺須々岐水神社の御柱祭り	須々岐水神社の氏子	里山辺薄町、湯の原、荒井、下金井、荒町、西荒町、上金井、藤井、鬼川寺
平成12.6.30	里山辺千鹿頭社の御柱祭り	千鹿頭社の氏子	里山辺林、大嵩崎
平成12.6.30	神田千鹿頭神社の御柱祭り	千鹿頭神社の氏子	神田
平成12.6.30	島立沙田神社の御柱祭り	沙田神社の氏子	島立三の宮、中村、永田、町区、大庭、小柴、荒井、堀米
平成19.3.30	古宿の祇園囃子	子安諏訪神社氏子総代	奈川（古宿）
平成19.3.30	奈川獅子	奈川獅子保存会・奈川獅子保存会	奈川（寄合渡）
平成19.3.30	花見の御柱	花見育成会他	梓川上野（花見）
平成26.12.26	上波田の御柱	上波田御柱保存会	波田13区町会、14区町会
平成27.12.25	横沢の御柱とスースー	横沢中御柱保存会及び横沢第2町会西下	梓川倭2161-6及び3256-1の西側道路敷
令和2.3.20	法音寺の百万遍	法音寺常会	五常落水

資料3 松本市文化芸術表彰者（大賞・功労・奨励表彰等）一覧

表彰年度	表彰区分	氏名(本名)	分野
H19	大賞	大澤 <small>ジョウザン</small> 城山 (範行)	生活文化(書道)
H19	功労	まつもと演劇連合会	芸術(演劇)
H20	大賞	トヨタ <small>コウジ</small> 豊田 耕兒	芸術(音楽)
H20	功労	笠原 <small>タイザン</small> 泰山	生活文化(書道)
H20	功労	松本クラフト推進協会	芸術(美術)
H21	功労	NPO法人コミュニティシネマ松本CINEMAセレクト	メディア芸術(映画)
H21	功労	中信華道会	生活文化(華道)
H21	功労	中信三曲協会	芸術(音楽)
H21	奨励	吉野 和彦	メディア芸術(映画)
H22	功労	松本交響楽団	芸術(音楽)
H22	奨励	猿田 泰寛	芸術(音楽)
H23	功労	ハーモニーメイト	芸術(音楽)
H23	奨励	中尾 和正	芸術(音楽)
H24	大賞	花岡 千春	芸術(音楽)
H24	奨励	まつもと市民オペラ実行委員会	芸術(音楽)
H25	大賞	二山 治雄	芸術(バレエ)
H25	功労	高橋 利夫	芸術(音楽)
H25	功労	S K松本ジュニア合唱団	芸術(音楽)
H25	功労	保田 紀子	芸術(音楽)
H25	奨励	山本 政己	芸術(児童文学)
H26	功労	美咲 蘭 (大垣 住江)	芸術(演劇)
H26	功労	孤月会	芸術(美術)
H26	奨励	波田少年少女合唱団	芸術(音楽)
H26	奨励	宮坂 朝子	芸術(文学)
H28	功労	四賀コンサート実行委員会	芸術(音楽)
H28	奨励	オマタ <small>ムネ</small> 小保 麦穂 (小保 <small>トモミ</small> 知美)	芸術(文学)
H30	大賞	清沢 飛雄馬	芸術(バレエ)
H30	奨励	小嶋 陽太郎	芸術(文学)
R元	功労	大澤 <small>カズヒト</small> 一仁 (逸山) <small>インザン</small>	生活文化(書道)
R2	大賞	高橋 あず美	芸術(音楽)
R2	功労	山村 幸夫	生活文化(松本家具)
R2	功労	吉野 恵美子	芸術(音楽)
R3	功労	渡辺 邦子	芸術(音楽)
R3	功労	中村 雅夫	芸術(音楽)
R3	奨励	アオイヤマダ	芸術(舞踊)
R4	功労	和泉家 志ん治 (前田 信二)	芸能(落語)
R4	功労	太田 正子	生活文化(デザイン)
R4	功労	高野 莓	メディア芸術(漫画)
R4	功労	松本シティーマーチングバンド	芸術(音楽)
R5	特別栄誉	串田 和美	芸術(演劇)
R5	大賞	山崎 貴	メディア芸術(映画)
R5	功労	楽団「ケ・セラ」	芸術(音楽)
R5	奨励	清水 貴栄	メディア芸術(アートディレクター)
R5	奨励	Reol (れをる)	芸術(音楽)

※H27は該当なし。なお、松本市芸術文化表彰規程(S40~H18)による表彰者は省略

## ■文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）受賞

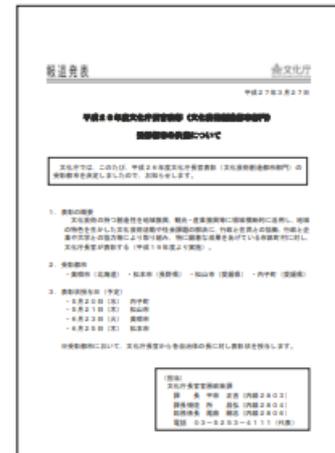
平成 26（2014）年度文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞しました。  
その受賞理由は以下の通りです。

「松本市は、公民館活動が盛んであり、市民が積極的に地域活動等に関わってきた。特に音楽文化ホールのボランティア組織ハーモニーメイトの活動が契機となり、「観（み）て楽しむ」から「運営する側（がわ）として楽しむ」という独自の市民文化が育まれ、後の「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」等のボランティア活動に発展した。また、地域の工芸作家が主体となって始まった「クラフトフェアまつもと」は、現在では街全体を巻き込んで発展し、信州の5月のイベントとして定着している。こうした市民活動に後押しされるかたちで、文化芸術を身近に触れる機会や活動環境の整備、長野県内初の「文化芸術振興条例」の制定（平成 15 年）等が進み、現在の文化芸術都市・松本が花開いている。」

（平成 27 年度から名称を「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に変更）

※文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）とは

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域の特色を生かした文化芸術活動や社会課題の解決に、行政と住民との協働、行政と企業や大学との協力等により取り組み、特に顕著な成果をあげている市区町村に対し、文化庁長官が表彰するもの（平成 19 年度より実施）。



### 資料 4 文化芸術に関する市民アンケート結果

計画策定にあたり、文化芸術に関する現状と市民ニーズを把握するため、市民アンケートを実施しました。

#### 調査概要

対象者：18 歳以上の市民（無作為抽出）

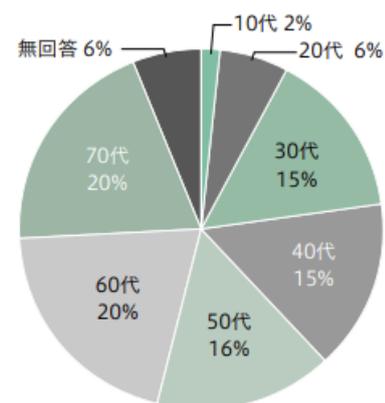
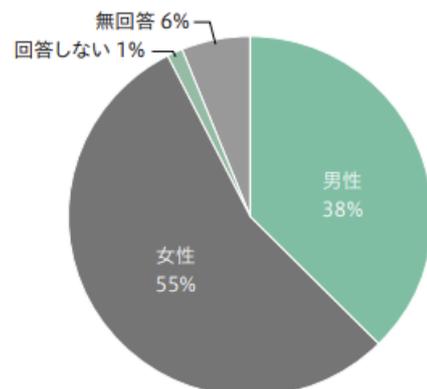
調査方法：郵送及びインターネットによる無記名アンケート

調査期間：令和 3 年 2 月 12 日から 2 月 28 日まで

配布及び回収数：配布数：2,000 通 / 回収数：786 通（回収率 39.3%）

性別	人数(人)	比率(%)
1. 男性	296	37.7
2. 女性	433	55.0
3. 回答しない	10	1.3
4. 無回答	47	6.0
総計	786	100.0

年齢	人数(人)	比率(%)
1. 10代	14	1.8
2. 20代	49	6.2
3. 30代	117	14.9
4. 40代	120	15.3
5. 50代	124	15.8
6. 60代	161	20.5
7. 70代以上	155	19.7
8. 無回答	46	5.9
総計	786	100.0



## Q1 2年間で見たり活動した分野について

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.クラシック	30.2	24.9	30.9	30.3	23.9	28.5
2.ポピュラー	55.6	47.3	31.6	18.1	28.3	35.4
3.日本の伝統音楽	7.9	5.1	7.0	10.3	2.2	6.9
4.美術	31.7	32.5	39.3	35.5	26.1	35.1
5.文芸	58.7	44.3	34.7	27.1	34.8	38.0
6.演劇	7.9	11.8	9.5	5.2	10.9	9.3
7.ミュージカル	11.1	7.6	7.0	1.3	4.3	6.2
8.映画	79.4	67.1	53.0	31.0	34.8	53.9
9.バレエ・ダンス	9.5	5.1	8.1	3.9	13.0	6.7
10.日本舞踊	3.2	0.8	0.7	1.9	0.0	1.1
11.伝統芸能	1.6	4.2	6.3	8.4	8.7	5.9
12.演芸	14.3	10.1	15.1	18.7	6.5	13.7
13.お祭り	22.2	33.3	18.9	17.4	15.2	23.0
14.書、花、茶、食	27.0	16.9	23.2	27.7	13.0	21.9
15.歴史的な建物	38.1	27.4	36.1	38.7	28.3	33.7
16.その他	0.0	1.3	1.1	3.9	0.0	1.5
17.見ていない	7.9	13.1	15.1	25.2	23.9	16.4

- ・若年ほど多い:①映画、②文芸、③ポピュラー音楽、④ミュージカル
- ・高齢ほど多い:①美術、②伝統芸能、③見ていない
- ・年齢層に因らない:①歴史的な建物、②クラシック音楽、③書、花、茶、食
- ・30~40代は「お祭り」が突出している

## Q2 あなたはどのようにして見たり、活動したか

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.作品などの創作	15.9	7.2	8.8	9.7	8.7	9.0
2.施設や自宅での鑑賞	87.3	79.7	73.7	43.9	58.7	69.8
3.出演・出品	4.8	5.1	6.7	9.0	6.5	6.5
4.読書	46.0	36.3	37.5	32.3	28.3	36.3
5.習い事の受講	4.8	6.8	13.0	18.7	17.4	11.8
6.サークル活動	9.5	3.4	6.7	17.4	8.7	8.1
7.郷土料理の調理、飲食	11.1	8.4	7.0	10.3	4.3	8.3
8.祭りや行事参加	19.0	30.4	17.2	18.7	10.9	21.2
9.文化芸術支援	4.8	3.4	7.0	5.8	2.2	5.2
10.その他	6.3	3.4	6.0	4.5	4.3	4.8

- ・「施設、自宅での鑑賞」と「読書」は、若年ほど多い傾向あり
- ・「習い事」は高齢ほど多い
- ・「サークル活動」は70代以上が突出し、次点は10~20代。  
→大学のサークル活動であると推察される
- ・ここでも30~40代の「祭りや行事参加」が突出している
- ・「作品の創作」は10~20代が最多だが、「出演・出品」は逆に最少となっており、矛盾している。  
→個人で楽しむため若しくは披露する機会がない可能性がある

## Q3は自由記述のため省略

## Q4 文化芸術のきっかけ

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.興味があったから	66.7	53.2	61.4	51.0	54.3	56.9
2.幼い頃習っていた	14.3	7.6	7.7	8.4	6.5	8.3
3.部活動など	12.7	5.9	4.6	3.2	4.3	5.3
4.家族・友人が出演している	4.8	10.1	11.2	14.8	13.0	11.2
5.家族知人に誘われた	23.8	27.0	23.2	23.2	19.6	24.2
6.テレビ、インターネットを通じて	68.3	46.4	38.2	21.9	21.7	38.9
7.その他	0.0	4.2	4.9	5.2	2.2	4.2

- ・「興味」、「テレビ、インターネット」は若年ほど多い
- ・「幼い頃習っていた」、「部活動など」は10~20代が突出している  
→30代以降まで継続するケースが少ない、と言える
- ・対して30代以降は、「家族・友人の出演」「家族・知人に誘われた」ことが動機付けになっている

## Q5 文化芸術を見なかった理由

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.費用が高い	6.3	3.0	4.2	5.2	6.5	4.3
2.興味のある内容がない	4.8	5.5	6.0	5.8	13.0	6.1
3.初心者向けがない	1.6	2.1	2.5	4.5	4.3	2.8
4.参加する機会がない	1.6	1.3	3.9	6.5	6.5	3.6
5.情報が入手できない	4.8	3.4	4.2	5.2	4.3	4.2
6.育児・介護で時間がない	6.3	4.6	3.5	6.5	15.2	5.3
7.仕事・学業で時間がない	6.3	3.4	9.5	7.7	17.4	7.5
8.チケットが入手困難	0.0	0.8	3.5	3.2	4.3	2.4
9.幼児を連れていけないものがない	3.2	2.5	2.1	2.6	2.2	2.4
10.仲間がない	0.0	1.7	2.5	1.9	0.0	1.8
11.施設整備がよくない	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.3
12.興味がない	1.6	4.2	2.5	1.9	2.2	2.8
13.その他	1.6	1.7	1.8	4.5	4.3	2.4
14.特にない、わからない	3.2	1.3	1.4	4.5	4.3	2.3

- ・全体で見ると、全項目が10%以下と低い。  
→何らかの文化芸術に触れた市民が多いと推察する
- ・「時間がない」「興味がない」が多いが、年齢無回答者が突出して多い

Q6 子供の文化芸術について何が重要か

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 学校での鑑賞	57.1	54.9	56.5	44.5	54.3	53.6
2. 学校での創作・実演	60.3	59.9	39.3	35.5	37.0	46.3
3. 学校での生活文化体験	41.3	44.7	34.0	36.1	19.6	37.4
4. 食文化体験	39.7	45.1	36.5	35.5	21.7	38.3
5. 遺跡などの学習	42.9	59.1	50.5	47.1	34.8	50.9
6. 文化施設と連携した教育	46.0	44.7	43.5	32.9	34.8	41.5
7. 学校外での鑑賞機会	42.9	46.4	50.9	36.8	41.3	45.5
8. 地域文化体験	36.5	44.7	47.0	44.5	41.3	44.7
9. 音楽祭の開催	15.9	19.0	15.8	22.6	19.6	18.3
10. その他	0.0	4.6	2.1	3.2	0.0	2.8
11. 特になし・わからない	3.2	3.0	3.5	8.4	6.5	4.5

- ・「学校での創作・実演」は10～40代が突出しており、子育て世代は鑑賞より実践を重視している
- ・「遺跡などの学習」は30～40代が突出して重要視している
- ・「学校外での鑑賞機会」「地域文化体験」は50代以上が最多  
→我が子の経験から、地域の発展という視点にシフトしたとも推察できる

Q7 子どもの文化芸術について期待する効果

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 感性が育まれる	52.4	53.6	58.6	48.4	37.0	53.3
2. コミュニケーション能力上昇	38.1	35.0	32.3	35.5	30.4	34.1
3. 創造性が高まる	58.7	65.4	62.1	54.8	50.0	60.7
4. 他者への思いやり	39.7	29.1	33.0	34.2	28.3	32.3
5. 自信向上	9.5	13.9	11.2	20.6	8.7	13.6
6. 解決力向上	15.9	13.9	13.7	23.9	10.9	15.8
7. 他国への関心	52.4	51.5	43.2	36.1	34.8	44.5
8. 国、地域への愛着	50.8	58.2	52.6	44.5	43.5	52.0
9. 文化芸術をつづけるきっかけ	28.6	30.0	30.5	25.2	23.9	28.8
10. その他	1.6	3.0	2.8	2.6	0.0	2.5
11. 特になし	1.6	1.7	2.5	7.1	4.3	3.2

- ・全体での最多は「創造性」で、特に30～40代が高い
- ・「他国への関心」は若年ほど高い傾向あり
- ・「自信・解決力向上」は70代以上が突出している
- ・「他社への思いやり」は10～20代が、他の年代に対して突出して高い

Q8 あなたの子どもが2年間にみたり活動した分野

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. クラシック音楽	1.6	21.5	5.3	1.9	0.0	8.9
2. ポピュラー音楽	0.0	25.3	4.6	0.6	2.2	9.5
3. 日本の伝統音楽	0.0	3.8	0.7	0.6	0.0	1.5
4. 美術	1.6	16.0	4.2	1.9	0.0	6.9
5. 文芸	1.6	27.0	4.9	1.3	0.0	10.3
6. 演劇	1.6	10.1	1.4	0.0	2.2	3.8
7. ミュージカル	0.0	1.3	0.7	0.0	0.0	0.6
8. 映画	6.3	44.3	8.8	2.6	4.3	17.8
9. バレエ・ダンス	0.0	5.5	2.1	0.0	2.2	2.5
10. 日本舞踊	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1
11. 伝統芸能	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.3
12. 演芸	0.0	2.1	0.4	1.3	0.0	1.0
13. お祭りなど	1.6	21.1	1.1	1.3	0.0	7.1
14. 書花茶食など	0.0	13.5	1.8	1.9	0.0	5.1
15. 遺跡など	0.0	17.7	3.5	0.6	0.0	6.7
16. その他	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.4
17. 見たり活動していない	1.6	7.2	0.7	0.6	4.3	2.9

- ・回答はほとんどが30～40代で、2年間という括りでは子育て世代に回答が限られている  
→50代以上の回答がほとんどないのは、子どもが独立した等で把握できていないためか
- ・映画の割合が突出して高いが、次点が文芸である  
→どんな形で触れたのか興味深い

## Q9 あなたの子どもはどのようにして活動したか (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 創作活動	1.6	11.0	2.5	2.6	0.0	4.8
2. 施設や自宅での鑑賞	6.3	49.8	7.7	1.3	0.0	18.6
3. 出演・出品	0.0	9.3	2.8	1.9	2.2	4.3
4. 読書	1.6	22.8	4.6	0.6	0.0	8.8
5. 習い事の受講	1.6	11.4	1.1	2.6	0.0	4.5
6. サークル活動	0.0	3.0	2.8	1.9	0.0	2.3
7. 郷土料理の調理、飲食	0.0	5.9	0.4	1.3	0.0	2.2
8. 祭り、行事への参加	3.2	21.9	1.4	2.6	0.0	7.9
9. 文化芸術支援活動	0.0	0.8	0.4	1.3	0.0	0.6
10. その他	0.0	3.0	0.7	0.0	0.0	1.1
その他内容	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- ・施設や自宅での鑑賞が突出している。
- 施設と自宅は項目を分けた方が良いと思われる

## Q10 どの媒体で情報を得ていますか。 (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 広報まつもと	11.1	33.8	40.7	58.1	30.4	39.1
2. ホームページ	25.4	32.9	25.6	7.1	23.9	24.0
3. メールマガジン	1.6	3.8	7.0	0.6	0.0	3.9
4. テレビ	58.7	57.8	67.7	59.4	54.3	61.6
5. ラジオ	7.9	11.8	16.1	14.2	23.9	14.2
6. 新聞	3.2	23.2	55.8	67.1	43.5	43.3
7. 雑誌・フリーペーパー	14.3	30.4	21.4	14.8	23.9	22.4
8. ポスター、チラシ	19.0	29.1	28.4	29.0	21.7	27.6
9. Twitter	50.8	13.1	5.6	0.0	6.5	10.4
10. Facebook	6.3	8.4	4.9	0.6	2.2	5.1
11. LINE	15.9	4.2	4.9	1.3	4.3	4.8
12. Instagram	39.7	13.9	5.3	0.0	13.0	10.1
13. その他SNS	1.6	0.4	2.1	0.0	2.2	1.1
14. その他	4.8	3.4	3.9	2.6	4.3	3.6
15. 得ていない	4.8	3.4	1.8	1.3	2.2	2.4

- ・テレビは年齢層によらず高い
- ・新聞は全体だと2番目に多いが、年齢傾向が強く、10～20代では3.2%しかない
- ・広報まつもと、ラジオは高齢者が多い。
- ラジオは意外であった
- ・10～20代はSNSの利用(特にTwitterとInstagram)が圧倒的に高い

## Q11 松本市の文化芸術についてどんなイメージをもっていますか (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 音楽・美術などの芸術	63.5	62.9	71.9	49.0	67.4	63.7
2. クラフト・工芸	20.6	37.6	29.8	18.7	23.9	28.9
3. 文化財・歴史的遺産	63.5	50.2	53.7	53.5	56.5	53.6
4. 学問や教育	3.2	5.1	2.8	5.2	6.5	4.2
5. 地域の行事・お祭り	20.6	16.5	16.5	32.3	13.0	19.7
6. その他	0.0	0.8	0.7	1.9	2.2	1.0
7. わからない	4.8	7.6	2.8	7.1	2.2	5.2

- ・「文化財・歴史的遺産」は10～20代が突出
- ・「地域の行事・お祭り」は70代以上が突出、30～40代は低い数値であった
- 30～40代は問1、2でお祭りの活動が突出して多かったため、意外であった

## Q12 文化芸術が日常にあふれているとはどんなことですか (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 街なかで無料で文化芸術に触れられる	42.9	54.0	42.8	29.7	28.3	42.7
2. 文化芸術活動を気軽に行える場所がある	31.7	33.8	36.1	23.2	26.1	31.9
3. 一緒に行く仲間が多い	6.3	4.6	8.4	6.5	10.9	6.9
4. 茶道などの作法の知識があるなど教養がある	3.2	2.1	2.1	2.6	0.0	2.2
5. 質の高い文化芸術を鑑賞できる	23.8	32.5	43.2	29.7	39.1	35.5
6. 文化財・歴史的遺産が残ってる	44.4	37.6	33.3	36.1	47.8	36.9
7. 地域の行事・お祭りに参加している人が多い	19.0	18.1	12.6	14.8	17.4	15.5
8. その他	1.6	1.7	0.7	0.6	0.0	1.0
9. わからない	3.2	4.6	4.9	9.7	4.3	5.6

- ・「街なかで無料で文化芸術に触れられる」は30～40代が突出
- 子育て世代のニーズがあると推察される
- ・「質の高い文化芸術鑑賞」は若年ほど少ないが、70代以上も少ない
- ・Q11、12から、10～20代は文化財、歴史的遺産を重視している傾向あり

Q13 文化芸術の振興を図ることにより、市民にもたらされる効果で期待すること (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 地域の活性化	69.8	59.1	53.3	49.7	56.5	55.9
2. 地域経済の活性化	39.7	31.2	23.9	23.2	39.1	28.1
3. 観光客・移住者の増加	36.5	29.5	26.0	14.2	26.1	25.6
4. 障害者の活躍の場	6.3	4.6	4.6	3.2	2.2	4.3
5. 高齢者の活躍の場	4.8	5.9	7.7	20.6	21.7	10.3
6. 地域のイメージの向上	22.2	15.2	23.2	13.5	17.4	18.4
7. 地域に対する愛着や誇り	33.3	30.8	35.1	31.0	23.9	32.2
8. 市民の創造性の向上	4.8	12.7	6.7	5.8	8.7	8.3
9. 人々が生きる楽しみを見いだせる	28.6	33.3	44.6	34.2	32.6	37.2
10. 子どもの心豊かな成長	36.5	49.8	36.5	29.0	39.1	39.2
11. 健康の増進	7.9	5.1	5.3	12.3	17.4	7.5
12. 国際交流の促進	7.9	8.0	6.3	2.6	13.0	6.6
13. その他	0.0	0.4	0.0	0.0	2.2	0.3
14. 特にない・わからない	1.6	1.7	2.8	4.5	0.0	2.5

- ・地域の発展に関連する1～3は若年ほど高く、いずれも10～20代が突出している
- ・「生きる楽しみの発見」は50～60代が突出
- ・「子どもの心豊かな成長」は30～40代が突出

Q14 誇りに思うことや市の魅力向上のための文化芸術活動 (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 大規模なイベントなど	55.6	53.6	56.5	36.1	43.5	50.8
2. 芸術家への支援	25.4	20.3	27.4	12.9	13.0	21.4
3. 地域の伝統的な芸能等への参加	39.7	39.2	27.7	38.1	30.4	34.4
4. 文化財の保存・活用	52.4	63.7	61.8	59.4	54.3	60.7
5. 地域での文化芸術活動	33.3	36.7	39.3	43.2	34.8	38.5
6. その他	3.2	4.2	2.5	2.6	4.3	3.2
7. 必要ない	1.6	0.8	0.4	0.0	0.0	0.5
8. わからない	4.8	5.5	5.3	0.0	0.0	3.9

- ・「地域での文化芸術活動」は高齢ほど多い
- ・「大規模なイベント」は70代以上で急激に下がる

Q15 文化財が地域への誇りとなることについて (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. そう思う	42.9	53.2	57.9	54.8	50.0	54.2
2. どちらかといえばそう思う	44.4	40.1	33.0	26.5	32.6	34.7
3. どちらかといえばそう思わない	3.2	0.8	2.8	0.0	0.0	1.5
4. そう思わない	4.8	1.7	0.7	0.6	0.0	1.3
5. わからない	0.0	4.2	4.2	7.7	2.2	4.5

- ・「齢に関わらず、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が大半を占めた
- ・「そう思わない」の比率は低いが、若年ほど多い傾向あり

Q16 文化財を次世代に引き継ぐために必要なこと (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 文化財の魅力情報発信	65.1	58.6	68.4	59.4	52.2	62.5
2. 観光資源として集客を増やす	28.6	26.2	16.8	13.5	34.8	21.0
3. 世界遺産等の指定を受ける活動	17.5	19.4	10.2	7.7	21.7	13.7
4. 文化財の修繕・整備	34.9	39.2	43.9	38.1	28.3	39.7
5. 文化財や歴史に関する教育の充実	30.2	50.2	34.0	35.5	32.6	38.8
6. 地域住民の自主的な活動	9.5	8.4	10.2	11.6	17.4	10.3
7. 文化財に関する担い手の育成	30.2	33.3	40.7	37.4	39.1	36.9
8. 文化財を活用したまちづくり	20.6	35.0	32.3	22.6	13.0	29.1
9. その他	0.0	2.1	1.1	0.6	0.0	1.1
10. 特にない・わからない	3.2	2.1	1.1	5.2	0.0	2.3

- ・「観光資源として集客を増やす」「世界遺産等の指定を受ける活動」は若年ほど多い
- ・「担い手の育成」は高齢ほど多い傾向
- ・「教育の充実」は30～40代が突出している  
→子育て世代からはニーズが多いと推察される

## Q17 文化財を観光資源として魅力あるものにするため

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.文化財の適正な保存・活用	65.1	73.4	78.2	70.3	58.7	73.0
2.歴史的な建物などを用いたイベント開催	36.5	42.2	34.7	21.9	34.8	34.6
3.文化財と周辺の景観の統一感	44.4	48.9	50.9	45.8	39.1	48.1
4.一つの機会での複数の鑑賞、体験	20.6	14.3	11.2	11.6	8.7	12.8
5.文化財の所在や内容情報の充実	25.4	21.5	30.5	37.4	21.7	28.2
6.歴史体験講座、ツアーの充実	15.9	37.1	35.1	38.1	32.6	34.6
7.公衆無線LANなどの通信環境の整備	22.2	17.3	16.5	6.5	8.7	14.8
8.多言語対応や異文化の人へのサービス充実	44.4	30.4	30.9	22.6	17.4	29.4
9.文化財周辺への交通手段、トイレ等の整備	57.1	49.4	50.5	38.1	34.8	47.3
10.その他	1.6	2.5	2.5	1.3	2.2	2.2
11.特になし、わからない	3.2	2.1	1.8	3.9	0.0	2.3

- ・「交通手段やトイレ等の整備」「多言語対応、異文化の人へのサービス充実」「通信環境の整備」は若年ほど多い
- ・「文化財の所在や内容情報の充実」は高齢ほど多い

## Q18 互いを尊重する社会を目指す考え方

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.知っている	36.5	24.9	39.6	45.8	28.3	35.5
2.知らない	63.5	75.1	58.6	41.9	54.3	60.4

- ・全体的に「知らない」が多いが、70代以上のみ「知っている」が上回った
- ・30~40代は「知らない」が最多だった

## Q19 互いを尊重する社会を実現するための取り組み

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.配慮が必要な方の活動機会	39.7	29.1	25.3	26.5	32.6	28.2
2.障害のある方などの施設の入場料を低額にする	23.8	14.3	16.5	27.1	17.4	18.6
3.同じ機会に活動をする支援	58.7	68.4	60.4	51.0	47.8	60.1
4.バリアフリー対応の充実	76.2	72.2	62.1	45.8	54.3	62.6
5.交流の場の提供	27.0	32.5	32.6	23.2	23.9	29.8
6.支援する人材、コーディネーター人材の育成	36.5	43.0	58.9	45.2	50.0	49.1
7.障害がある方が創作した作品などを鑑賞する機会	11.1	18.6	23.2	23.9	21.7	20.9
8.その他	0.0	4.2	1.4	0.0	2.2	1.9
9.特別な支援の必要はない	3.2	2.1	0.4	3.2	0.0	1.7
10.わからない	3.2	2.1	4.9	7.1	0.0	4.1

- ・「バリアフリーの充実」と「配慮が必要な方の活動機会」は若年ほど多い
- ・「障害がある方が創作した作品鑑賞は高齢ほど多い

## Q20 松本市の文化ボランティアを知っているか

(%)

	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.ホール運営	6.3	10.1	13.3	12.9	2.2	11.1
2.フェスティバルボランティア	31.7	27.8	44.9	35.5	23.9	35.6
3.ガイドボランティア	27.0	42.2	63.5	57.4	37.0	51.4
4.美術館等ボランティア	12.7	13.5	16.5	21.3	10.9	15.9
5.その他	0.0	0.4	0.4	0.0	2.2	0.4
6.わからない	47.6	49.4	27.4	26.5	34.8	35.9

- ・「わからない」の割合は、10~40代は約半数なのに対し、50代以上は30%以下と大きな開きが見られた

## Q21 どんな場合に文化ボランティアに参加したいか

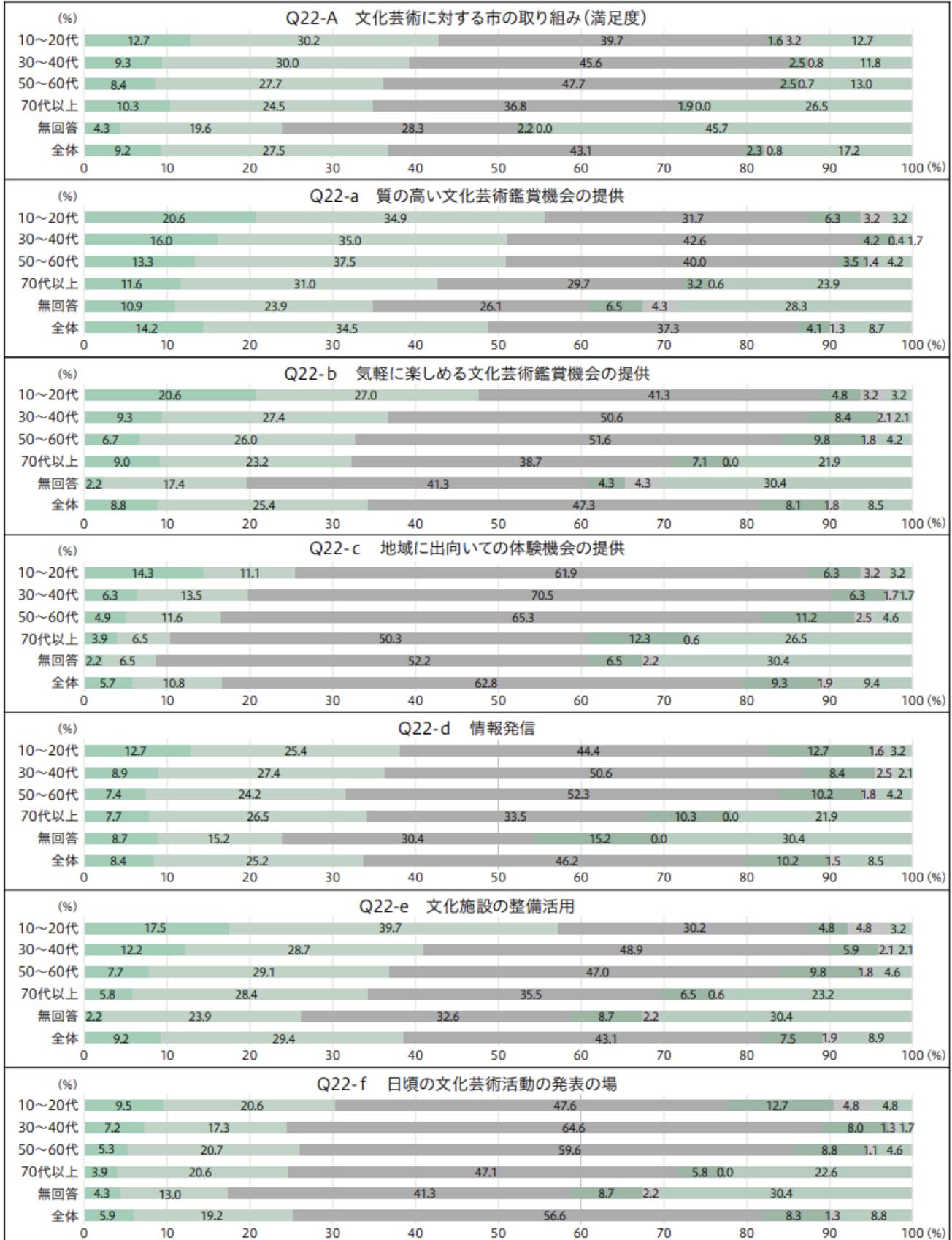
(%)

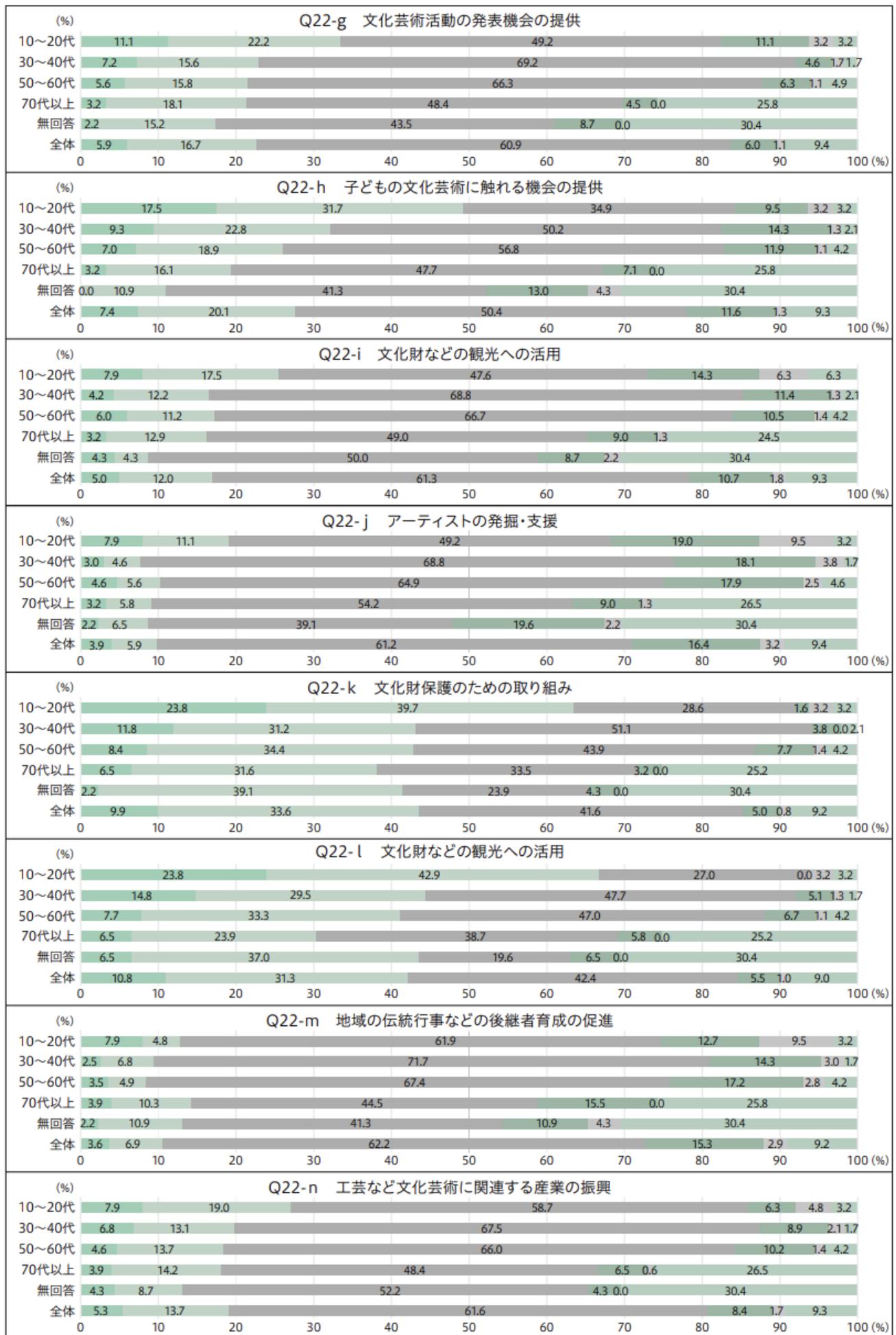
	10~20代	30~40代	50~60代	70代以上	無回答	全体
1.興味のある公演である	65.1	51.5	48.8	25.8	26.1	45.0
2.都合の良い時間帯を選べる	28.6	39.7	44.9	26.5	30.4	37.5
3.拘束時間が短い	20.6	14.3	13.0	11.0	8.7	13.4
4.自分の知識や経験を活かせる	25.4	26.6	22.5	16.1	21.7	22.6
5.好きな出演者が出ている	39.7	32.5	21.4	8.4	6.5	22.8
6.ボランティア同士の交流の機会がある	9.5	10.5	10.5	14.8	13.0	11.5
7.出演者が有名である	17.5	11.0	4.2	1.3	4.3	6.7
8.知人が出演している	11.1	20.3	9.1	8.4	4.3	12.2
9.知人から誘われる	20.6	17.3	4.6	5.8	6.5	10.1
10.ノベルティがもらえる	17.5	9.3	3.5	0.6	2.2	5.7
11.リハーサルを見学できる	14.3	21.5	21.8	7.1	13.0	17.7
12.その他	0.0	2.1	3.2	5.8	6.5	3.3
13.参加したくない	11.1	15.6	18.2	25.8	19.6	18.4

- ・若年ほど「興味があるもの」「拘束時間が短いこと」が多い
- ・高齢で多いのは「参加したくない」「ボランティア同士の交流」だった
- ・30~60代は「都合の良い時間帯を選べる」「リハーサルを見学できる」が多かった

■満足している ■やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満がある ■全く満足していない ■無回答

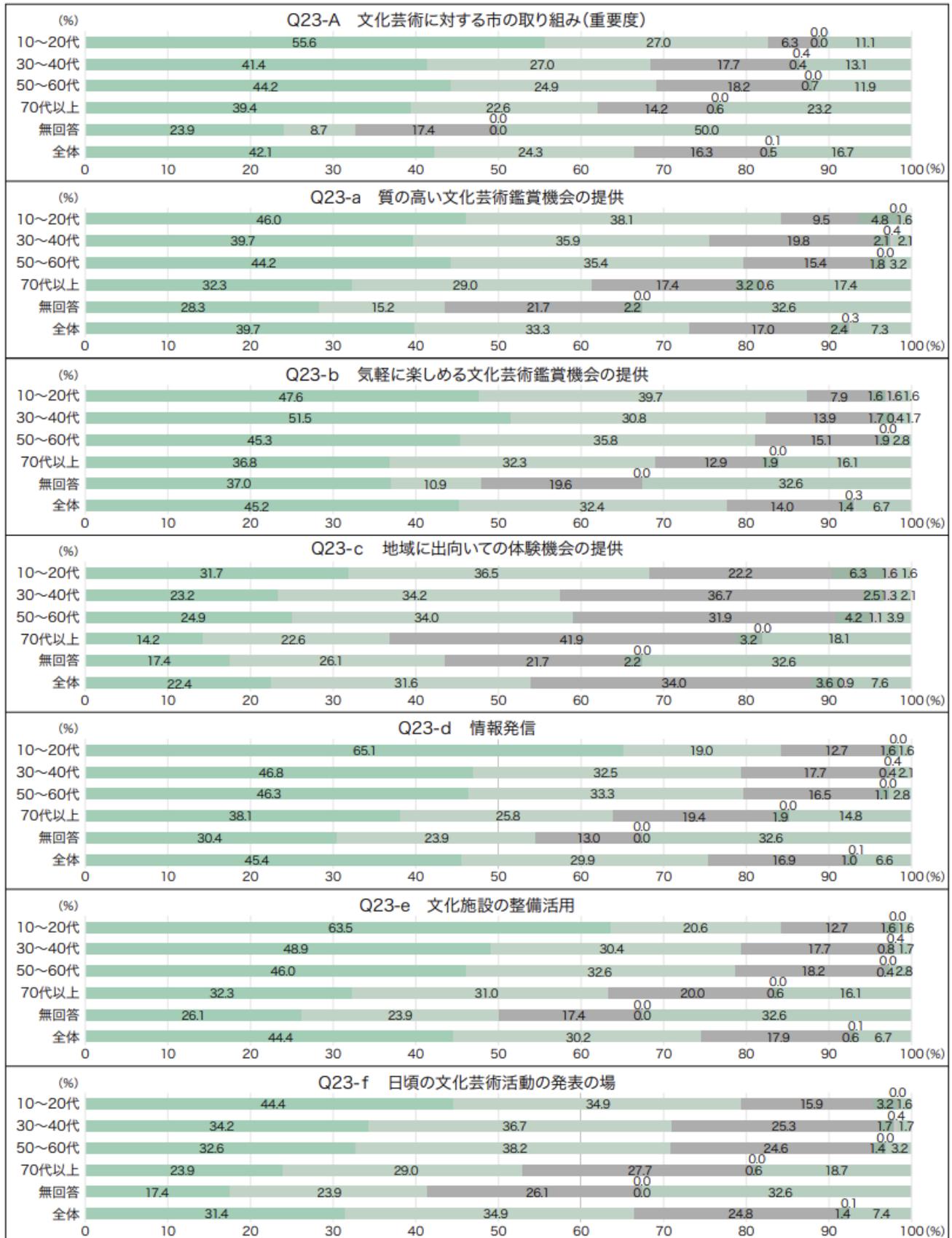
- ・全体平均の結果を覆すような傾向は無し
- ・若年ほど「満足している」「やや満足している」の割合が高い
- ・70代以上と年齢無回答者は、「無回答」の割合が突出して高い
- ・年齢無回答者は、「満足している」の割合が突出して低い

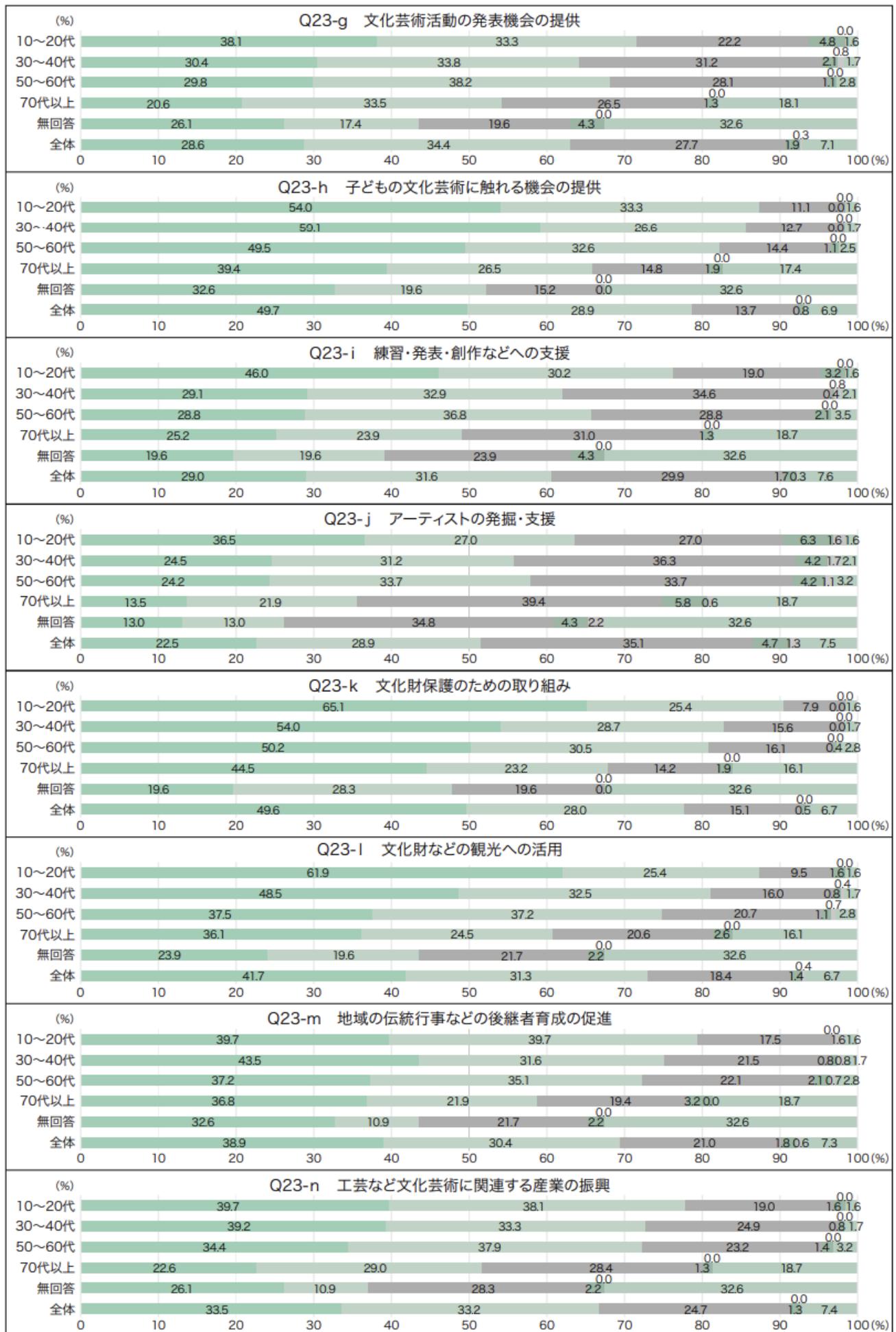




■満足している ■やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満がある ■全く満足していない ■無回答

- ・若年ほど「重要である」の割合が高い傾向があり、特に「情報発信」「文化施設の整備活用」「文化財保護の取組み」「文化財の観光への活用」は10～20代の重要視が強い
- ・全般的に重要度は高いと考えられているが、現在の市の取組みに対しては「どちらともいえない」が非常に多く、市民が判断できていない
- どんな取組みをしているのか、認知度が低いことが推察される





## 資料5 国・県などの文化芸術の動き

西暦	年度	事柄
1872	M5	日本初の博覧会を機に文部省博物館として発足
1945	S20	終戦、★文部省社会教育局に芸術課を新設
1946	S21	日本国憲法公布…記念式典の勅語「文化国家の建設」を言及。文部省が第1回芸術祭を開催（秋）
1950	S25	文化財保護法制定、★文化財保護委員会の設置
1959	S34	芸術文化関係団体の活動への国庫補助始まる。優秀美術作品の買い上げ制度
1964	S39	東京五輪（10/10）、芸術文化関係団体補助金が新設
1966	S41	★文部省文化局を構成、文化普及・芸術の2課を要する（5/）
1967	S42	公立文化施設建設促進のための国庫補助開始
1968	S43	★文部省文化局と文化財保護委員会を統合し、「文化庁」が誕生
1969	S44	★文化財保護審議会の設置
1972	S47	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例採択
1975	S50	文化財保護法の改正。釧路市文化振興条例制定…行政の文化化
1980	S55	自治省が「ふるさと事業」を展開…全国に公共文化施設建設を促す
1983	S58	京都市役所の市長部局に文化課が開設される。全国の自治体に文化振興条例が増加（東京都ほか）
1989	H元	★文化庁長官の私的諮問機関「文化政策推進会議」設置
1991	H3	ユネスコに＜文化と発展＞委員会を設置
1992	H6	★音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律
1993	H5	法隆寺と姫路城が日本初の世界遺産登録
1995	H7	「芸術文化の振興に関する行政監査結果報告書」…国・地方公共団体・民間等の役割分担の不明確さを指摘
1996	H8	★文化庁「アーツプラン21」、文化財保護法の改正
1998	H10	★「文化振興マスタープラン」発表…文化庁の役割
2001	H13	★「文化芸術振興基本法」が制定（12/7公布）…根拠法
2002	H14	★「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第1次）」（閣議決定）。河合隼夫文化庁長官が「文化ボランティア」を推奨
2003	H15	無形文化遺産の保護に関する条約採択（ユネスコ総会）。地方自治法改正（指定管理制度導入）
2004	H16	文化庁は、「創造都市ネットワーク」事業を開始
2006	H18	★第2次基本方針（19/2閣議決定）
2007	H19	文化庁長官表彰に「文化芸術創造都市部門」を設け、市区町村を表彰
2009	H21	長野県教育振興基本計画の策定
2010	H22	★第3次基本方針（23/2閣議決定）
2012	H24	★劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
2013	H25	★「文化芸術立国中期プラン～2020年に日本が『世界の文化芸術の交流のハブ』となる～」を策定 第2次長野県教育振興基本計画の策定、日本再興戦略（6/）
2015	H27	★第4次基本方針（27/5閣議決定）「文化芸術立国」の姿明示。日本遺産創設
2017	H29	★「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして未来をつくる-」を閣議決定（3/）。 ★「文化芸術戦略」を策定 長野県）これからの文化芸術振興を考える有識者懇談会設置（6/16）
2018	H30	★文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正 ★障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 ★国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律
2020	R2	長野県）頑張るアーティスト応援事業の実施
2021	R3	東京五輪（7/23）
2022	R4	★文化芸術推進基本計画（第2期） ★障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期） ★長野県）第2次長野県文化芸術振興計画
2023	R5	博物館法の一部を改正する法律

★注視すべき動き（文化振興課調べ）

## 資料6 松本市の文化芸術に関する条例等一覧

年月	(和暦)	事柄
1956年4月	S31	「松本市文化財保護条例」を制定（S51.6全部改正）
1958年3月	S33	「松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則」を設置
1960年9月	S35	「松本市顕彰要綱」を設置
1962年7月	S37	「松本市補助金交付規則」を設置
1964年3月	S39	「松本市立博物館条例」を制定（H24.3全部改正）
1965年	S40	「松本市芸術文化表彰規程」を施行（H18一部改正）
1966年	S41	財団法人日本民俗資料館が発足
1974年5月	S49	旧本郷村と合併
1976年6月	S51	「松本市文化財保護条例」を設置。「松本市文化財保護条例施行規則」設置（8/）
1979年9月	S54	「松本市あがたの森文化会館条例」を制定。「松本市あがたの森文化会館条例施行規則」を設置
1983年9月	S58	（財）日本民俗資料館が解散（9/30）し、（財）松本市教育文化振興財団へ移管（10/1）
1984年3月	S59	「松本市芸術文化振興基金条例」を制定
1985年3月	S60	松本市音楽文化ホール条例」を制定。「音楽とスポーツ都市宣言」（9/26）
1991年4月	H3	「松本市各種競技会、発表会等出場者祝金交付要綱」を設置（H30.3全部改正）
1996年2月	H8	「鈴木鎮一記念館条例」を制定
1999年3月	H11	「松本市美術資料収集基金条例」を制定
2001年9月	H13	「松本市美術館条例」を制定。「松本市美術館条例施行規則」を設置（R3.3廃止）
2002年3月	H14	「事業の共催等に関する取扱要綱」を設置
2003年9月	H15	■「松本市文化芸術振興条例」を制定…県内初
	10月	「まつもと市民芸術館条例」、「松本市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例」を制定
2004年3月	H16	「まつもと市民芸術館条例施行規則」を設置
	7月	「松本市音楽文化ホール条例施行規則」、「松本市音楽文化ホール運営委員会規則」を設置
	9月	「まつもと市民芸術館運営審議会設置要綱」を設置
2005年3月	H17	「松本市梓川アカデミア館条例」を制定。「松本市梓川アカデミア館条例施行規則」を設置（R3.3廃止）
	4月	旧4村（四賀村・安曇村・奈川村・梓川村）と合併
2006年1月	H18	■「松本市文化芸術振興基本方針」を策定
2007年6月	H19	「松本市文化芸術表彰要綱」を一部改正…市制施行100周年を記念して
2010年3月	H22	旧波田町と合併 「松本市波田文化センター条例」を制定。「松本市波田文化センター条例施行規則」を設置
2012年3月	H24	「松本市立博物館条例」を制定…分館と一括で
	4月	「松本市立博物館条例施行規則」を設置
2013年3月	H25	新公益法人制度に基づき定款を定め、（財）松本市教育文化振興財団から（一財）松本市芸術文化振興財団となる。
2015年6月	H27	■「松本市文化芸術振興審議会」を設置
2016年11月	H28	■「松本市文化芸術振興基本方針」を改定
2017年2月	H29	「松本市歴史文化基本構想」を策定
	6月	■「松本市文化芸術振興庁内連絡会議設置要綱」を設置
	10月	「松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱」を設置
2018年3月	H30	「松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱」を改正
2020年4月	R2	■「松本市文化芸術振興条例」を改正し、「松本市文化芸術基本条例」とする。
2021年3月	R3	「松本市美術館条例施行規則」「松本市梓川アカデミア館条例施行規則」を改正
	9月	「まつもと市民芸術館のこれからを考える専門家会議設置要綱」を設置 ■「松本市文化芸術推進基本計画」を策定
2023年3月	R5	「差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例」を制定
	11月	「松本まちなかアートproject運営会議設置要綱」を設置

資料7 松本市の文化施設等のあゆみ

年月	(和暦)	事柄
1891年5月	M24	「開智図書館」が開智小学校内に創設
1906年	M39	明治三十七、八年戦役記念館が開館する（～ T8 松本記念館へ改称、S13 松本記念館へ改称）
1917年10月	T6	松本公会堂が、大典記念事業で四柱神社敷地内に落成（～ S40）
1920年8月	T9	松本高等学校の本館が竣工
1946年4月	S22	松本公会堂が、松本市公民館として発足
1947年	月 S22	市民会館が松本市第2公民館として開館（～ S30） 松本記念館が松本博物館（初代館長一志茂樹）として再開館…（S23 松本市立博物館へ改称）
1948年	月 S23	松本市公民館階下に日米文化室を設置
1950年	月 S25	松本高等学校閉校（30年の歴史に幕）
1955年	月 S30	市民会館が焼失。松本城記念館を博物館の分館として設置
1958年10月	S34	市民会館が深志公園内に新築…県下に誇る教育文化都市松本を象徴する代表的な施設（～ H13）
1960年4月	S36	「文化振興」に関することを教育委員会社会教育課が所管
1961年	S37	松本民芸館（丸山太郎氏が創館）
1965年5月	S40	松本公会堂を取り壊し
1966年4月	S41	新博物館を建設のため、財団法人日本民俗資料館を発足（～ S58）
	7月	厚生文化会館（松本市中央公民館を含む）が公会堂跡地に開館（～ H11）
1968年4月	S43	財団法人日本民俗資料館（以下「民俗資料館」）が城内（二の丸）に新築・開館
1972年4月	S47	松本市教育委員会社会教育課に文化係を新設（芸術文化の振興等を所管）
1975年7月	S50	社会文化会館（浅間）が開館（～ H11）
1979年10月	S54	松本市あがたの森文化会館（県）が開館
1982年	月 S57	旧長野地方裁判所松本支部庁舎が移築し、日本司法博物館（島立）として開館
1983年9月	S58	丸山氏が松本民芸館を市へ寄付（2/1）。（財）日本民俗資料館を解散、財団法人松本市教育文化振興財団（以下「財団」という）を設立（～ H25）
	10月	教育文化センター（以下「教文」）が開館…民芸館、教文の2施設が管理運営を財団へ委託
1985年4月	S60	松本市中央公民館は、市厚生文化会館の廃止に伴い、独立館として発足。松本市市民会館は、管理運営を（財）松本市開発公社へ委託（貸館100%）
	10月	松本市音楽文化ホール（ザ・ハーモニーホール）が開館、管理運営を財団へ委託
1990年1月	H2	梓川アカデミア館が開館（旧梓川村）
1994年7月	H6	奈川の文化センター夢の森が開館（旧奈川村）
1995年	月 H7	波田文化センターが開館（旧波田町） 民俗資料館、教文、民芸館、音楽文化ホール、考古博物館、旧開智学校、はかり資料館、窪田空穂記念館の8施設を管理運営を財団へ委託
1996年4月	H8	鈴木鎮一記念館（旭）が開館
1999年	月 H11	社会文化会館を改修し、「浅間温泉文化センター」と改称 厚生文化会館が閉館（33年の歴史に幕）、伊勢町複合施設ビル（Mウィング）が開館…中央公民館併設
2001年4月	H13	松本民芸館（里山辺）リニューアルオープン、管理運営を財団へ委託
	7月	松本市市民会館が閉館（43年の歴史に幕、閉館イベントに17団体26,000人参加）
2002年4月	H14	松本市美術館（中央）が開館…管理運営を財団へ委託
2003年4月	H15	地方自治法改正に伴い指定管理者制度が創設 教育委員会社会教育課が文化課に改称
2004年3月	H16	まつもと市民芸術館（深志）が竣工。まつもと市民芸術館（旧市民会館機能を含む）が8月に開館、管理運営を財団へ委託
	4月	教育委員会文化課を文化財保護課と文化振興課とに分ける。文化振興課を総務部へ移管（教育部国際音楽祭推進課も同様） 松本市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、財団は受託施設の：管理運営について、指定管理者の指定を受ける。

2005年4月	H17	民俗資料館を市へ寄贈、「松本市立博物館」に名称変更 政策部を創設し、文化振興課及び国際音楽祭推進課を移管。財団事務局を博物館から文化振興課へ移管 財団は、音文・芸術館・美術館の指定管理者の指定を受ける。
2006年4月	H18	教文のプラネタリウムがリニューアルオープン
2007年6月	H19	あがたの森文化会館の施設（旧制松本高等学校本館及び講堂）が国重要文化財指定
2009年4月	H21	財団は、音文・芸術館・美術館に利用料金制度を導入
2013年4月	H25	制度変更に伴い、財団は（一財）松本市芸術文化振興財団へ名称変更
2015年4月	H27	市長部局に文化スポーツ部を新設、政策部から文化振興課（世界遺産登録推進業務を含む）を移管
2017年	月 H29	音文、鈴木鎮一記念館が指定管理（H29～R3）を受ける
2018年	月 H30	鈴木鎮一記念館耐震補強工事を終え、リニューアルオープン
2019年9月	R元	旧開智学校校舎が、国宝指定
2020年6月	R2	（一財）松本市芸術文化振興財団理事長が交代
2021年4月	R3	文化スポーツ部文化振興課から文化観光部文化振興課となる
2023年10月	R5	松本市立博物館（基幹博物館）が開館
2024年11月	R6	旧開智学校が耐震対策工事等を終えリニューアルオープン

出典：松本市教育要覧ほか

## 資料8 松本市の主な出来事など

西暦	年度	事柄
1873	M6	第1回松本博覧会（11/10～12/24）
1874	M7	第2回松本博覧会（4/15～6/3）同期内に附博覧会開催（子供演劇）
1875	M8	第3回松本博覧会（4/1～4/31）、第4回松本博覧会（11/10～12/5）
1876	M9	第5回松本博覧会（4/15～5/15）
1916	T5	松本特産品博覧会・工芸品展覧会・衛生展覧会を深志公園にて開催（9/）
1918	T7	全国工芸品展覧会開催（4/）。松本高等学校敷地取得し、県へ寄付（3/）
1927	S2	市公会堂で全信州詩展開く。中央勲業博覧会開催（4/）。アムンゼン（北極探検家）来松講演
1928	S3	松本音楽研究会は、交響楽団を構成、御大礼奉祝大演奏会を開く。
1936	S11	市制施行30周年祝賀会開催（大名町で観光祭開催）
1947	S22	第1回お城盆踊り大会
1955	S30	松本城昭和の大修理竣工、「お城まつり」開催（10/～）。埋の橋設置（9/末）
1958	S33	まつもと市民祭が開催される（以後毎年）
1960	S35	第1回芸術祭開催…市民会館落成機に、実行委員会委員長に鈴木鎮一先生（～H9） 松本城区市制50周年記念事業として落成、「お城まつり」開催（4/）
1961	S36	第1回花いっぱい運動10周年記念世界大会（松本開催）…秩父宮妃殿下を迎え
1964	S39	第7回市民祭 合併10周年記念行事開催（体育祭が市民祭から分離）
1965	S40	松本城解体修理完成10周年記念「お城まつり」開催（11/）
1968	S43	松本市制60周年祭、明治100年祭記念式典
1975	S50	第1回松本ぼんぼん開始（8/8.9）…市民の誰もが楽しめる夏祭り
1977	S52	第2回花いっぱい世界大会（松本開催）。■市制施行70周年記念式典
1978	S53	やまびこ国体開催
1979	S54	芸術文化祭20周年記念座談会開催（1/23）、同座談会記念誌発行（3/27） 第22回市民祭表彰式典の席上、鈴木鎮一先生を名誉市民に推戴。あがたの森文化会館が開館
1981	S56	松本城二の丸御殿跡発掘調査完了、松本城埋の橋架け替え工事竣工
1982	S57	信州大学学生寮「思誠寮」本体工事竣工

1983	S58	スズキ・メソード第6回国際研究大会（世界大会）松本開催（1回目） 松本民芸館開館。教育文化センター新築工事竣工
1984	S59	県松本合同庁舎竣工。音文ホール建設工事竣工
1985	S60	松本市音楽文化ホール開館。「松本・アルプス国際観光モデル地区」指定 ■市制77周年及び松本市音楽文化ホール・オープン記念松本のうたコンテスト開催「春を信じ道祖神」「街・美しい松本」
1986	S61	第2回国際デザインキャンプ86松本大会、国際アルピニストフェスティバルイン松本開催 あがたの森公園整備事業完了。音楽文化ホールがハーモニーメイト組織化
1987	S62	旧開智学校と旧開明学校の姉妹館提携の締結。■市制80周年記念音楽文化ホールパイプオルガン設置工事竣工
1988	S63	国際コンベンション・シティの指定 第2回デザイン・エキシビジョン88松本開催、第3回国際デザインキャンプ88松本大会
1989	H元	スズキ・メソード第9回国際研究大会（世界大会）松本開催（2回目） 第30回芸術文化祭30周年記念事業（12部門28団体）、ハイライト「松本の四季」 89”日本クラフトフェア松本開催（10/6～10）
1990	H2	音楽文化ホール5周年記念事業「マイ受難曲 全曲」。90信濃の国楽市楽座大集合開催 浅間温泉国際スケートセンター管理棟竣工。第4回国際デザインキャンプ90松本大会。
1991	H3	市野球場竣工・プロ野球公式戦「巨人対ヤクルト」。中央図書館竣工 市総合体育館竣工・ワールドカップ91バレーボール男子リーグ松本大会
1992	H4	第1回「'92サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/5～9/15）、パレード開催…以後毎年開催 第36回全国サイクリング大会。窪田空穂生家修復復元。（仮称）市美術館基本構想策定委員会設置
1993	H5	信州博覧会・国宝松本城400年まつり開催（7/17～9/26）マスコットキャラクター「夢丸」 →前例のない大規模イベントは、中心市街地で行われるイベントの運営の手法 国際音楽短期大学設立計画の中止（音楽短大招致室廃止）、旧制高等学校記念館開館。大相撲松本場所開催 「'93サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/4～9/12）。SKFボランティア初公募
1994	H6	松本空港ジェット化開港記念フェスティバル 「'94サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/3～9/11）、初ヨーロッパ公演（8/24～8/28）
1995	H7	終戦50周年・平和祈念第38回全日本花いっぱい松本大会。「'95サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/3～9/11）。音文ホール10周年記念事業_リサイタル2回（5/25、6/12）
1996	H8	鈴木鎮一記念館オープン、瀬沢音楽祭開催
1997	H9	■市制施行90周年記念事業「松本のうた募集コンクール」を実施。松本市史刊行記念式典
1998	H10	史跡松本城太鼓門櫓形復元整備工事竣工。市図書館開館
1999	H11	国宝松本城太鼓門復元記念まつり開催。松本市中央公民館（Mウイング内）移転開館、社会文化会館閉館 スズキ・メソード第13回国際研究大会（世界大会）松本開催（3回目）
2000	H12	特例市移行、国宝松本城功労者慰霊祭挙行、第1回まつもと工業まつり開催 松本市小・中学校音楽部門課外活動顕彰式挙行。SKFにて1000人合唱開催
2001	H13	2001世界岳都都市会議開催（世界岳都郷土芸能祭開催） 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会が発足。松本市Mウイング文化センター設置 第42回芸術文化祭市民会館さよならコンサート開催
2002	H14	■市制施行95周年記念「輝く街・ステップアップ松本」開催…「松本の歌 吟遊百景」 街を花いっぱいにする会発足50周年記念式典。SKFが10周年、札幌～山口までキャンペーン実施 松本大学開学。市美術館・歴史の里・時計博物館開館。松本駅開業100周年記念式典
2004	H16	第10回日本そば博覧会「信州・そば祭り」開催、まつもと市民芸術館グランドオープン サイトウ・キネン・オーケストラヨーロッパ公演 第45回芸術文化祭45周年記念事業開催「松本市芸術文化功労者図録」発刊（7/7～/11）
2005	H17	国宝松本城解体復元50周年記念事業開催（宮内庁式部職楽部「雅楽」松本特別公演）

2006	H18	■市制施行 99 周年式典、博物館開館 100 周年。SKF 合唱団と室内合奏団が「カルメン」の抜粋公演
2007	H19	■市制施行 100 周年記念事業（ウイーン展） 第 1 回まつもと市民オペラ「シュトラウス『こうもり』」日本語上演。SKF ウェルカムストリート・ライブがスタート（プロが参加） TC アルプ活動開始「松本から演劇を創造し発信しよう」。工芸の五月に名称変更。NHK のど自慢
2008	H20	信州まつもと大歌舞伎「夏祭浪花鑑」初開催、串田監督（H20～）が歌舞伎に市民キャスト参加「ウェルカムストリート・ライブ」がスタート
2009	H21	松本城太鼓門復元 10 周年記念式典 まつもと市民芸術館開館 5 周年記念事業「シルクド・バロックの三文サーカス」等開催 まつもと街なか大道芸初開催（以後、隔年開催） 第 2 回まつもと市民オペラ「ヴェルディ『椿姫』」イタリア語上演・字幕付 第 50 回芸術文化祭 50 周年記念事業開催、記念公演「川島芳子の生涯」
2010	H22	第 2 回平成中村座信州・まつもと大歌舞伎「佐倉義民傳」…100 人の市民キャスト参加
2011	H23	高山市姉妹都市提携 40 周年記念式典、藤沢市姉妹都市提携 50 周年記念式典 第 2 回まつもと街なか大道芸（キャバレーのプレイベント） 第 3 回まつもと市民オペラ「モーツァルト『魔笛』」歌唱ドイツ語 / 台詞日本語上演・字幕付 オルガン・サマーコンサート札幌公演・松本公演、金沢ティーンズミュージカル交流事業（金沢市開催） 串田監督が SKF の演目『兵士の物語』を演出…SKF と芸術館共同作品（～ 2014 毎夏）
2012	H24	第 3 回信州・まつもと大歌舞伎「天日坊」。アルプちゃん絵本制作 松本市美術館開館 10 周年記念式典。第 16 回ズキ・メソッド世界大会 in 松本（3/27～/31）
2013	H25	天皇皇后両陛下松本市行幸啓 第 3 回まつもと街なか大道芸。第 4 回まつもと市民オペラ「ピゼー『カルメン』」日本語上演
2014	H26	松本市が文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受ける 第 4 回信州・まつもと大歌舞伎「三人吉三」。アルプちゃん絵本制作（第 2 弾）
2015	H27	第 4 回まつもと街なか大道芸。音文開館 30 周年記念事業 第 5 回まつもと市民オペラ「モーツァルト『フィガロの結婚』」原語上演・字幕付 「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」が「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に名称変更 まつもと演劇祭 20 周年記念まつもと市民芸術館と共催
2016	H28	第 1 回「山の日」記念全国大会、姫路市姉妹都市提携 50 周年記念式典 セイジ・オザワ 松本フェスティバル特別公演開催。第 74 期名人戦 7 番勝負第 2 局松本市対局初開催 第 5 回信州・まつもと大歌舞伎「四谷怪談」、田んぼアート
2017	H29	■松本市制施行 110 周年記念式典 第 57 回全日本花いっぱい松本大会。第 1 回松本マラソン。「草間彌生展」開幕 第 5 回まつもと街なか大道芸、楽都まつもとライブスタート 第 6 回まつもと市民オペラ「團伊玖磨『ちゃんちぎ』」
2018	H30	第 42 回全国高等学校総合文化祭「2018 信州総文祭」（8/7～8/11）…松本がメイン会場に 第 6 回信州・まつもと大歌舞伎「切られの与三」。第 10 回商店街映画祭（山崎貴監督と串田監督との対談会）
2019	R 元	第 6 回まつもと街なか大道芸がキャバレーと分離（9/28）。楽都・まつもとカラオケ大会（芸術館主ホール） まつもと市民合唱団 オペラ・ガラコンサート 旅する歌オペラ オルガン・サマーコンサート札幌公演・松本公演。金沢ティーンズミュージカル交流事業（金沢市開催） 市芸術文化祭 60 周年記念総合舞台劇「音にいのちあり～鈴木鎮一・愛と教育の生涯～」上演。夢ピアノ
2020	R2	まつもと街なかジャズフェスティバル初開催。高校生書道パフォーマンス披露会
2021	R3	第 7 回信州・まつもと大歌舞伎「夏祭浪花鑑」 FESTA 松本（10/8～17）。パルコ de 美術館（7/3～2/28） 第 7 回まつもと市民オペラ「山と海猫」
2022	R4	まつもと街なか大道芸&ジャズフェスティバル
2023	R5	映画監督 山崎貴の世界 まちなか出張展 第 2 回まつもと街なか大道芸&ジャズフェスティバル 第 8 回まつもと市民オペラ「山と海猫」2023年版

## ○文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

改正 平成二九年六月二三日法律第七十三号

同三〇年六月八日同第四十二号

令和元年六月七日同第二十六号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

#### 第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

(平二九法七十三・改称) 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活

動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図

るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七十三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四十二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二十六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

平成 15 年 9 月 26 日

#### ○松本市文化芸術基本条例

条例第 41 号

改正 令和 2 年 3 月 9 日条例第 7 号

(題名改称)

#### 前文

わたくしたちのまち松本は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできた。

文化芸術は、すべての人が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、人と人とを結び付け、互いに理解し合うことにより、協働し、共生する社会の基盤となるものである。

21 世紀を迎え、わたくしたちは、松本の誇る文化芸術を世界に発信し、世界からの文化芸術を受信する多くの機会に恵まれていること、また一人ひとりが文化芸術の担い手であることを自覚し、地域文化への理解を深め、文化芸術を大切にすることをもちながら、先人の築いた文化芸術を将来の世代に引き継ぐとともに、新しい松本の文化芸術を創造していくことを決意するものである。

わたくしたちは、文化薫るアルプスの城下まちのもと、すべての市民の参加により、本市の持つ優れた特性を生かしながら、本市独自の文化芸術に関する施策の推進を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民の責務を明らかにし、文化芸術に関する施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることに鑑み、市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が広く世界に発信され、また世界から受信できるよう、文化芸術に係る国際的な交流が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、福祉、教育、観光、国際交流、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術に関する施策の推進に努めるものとする。

3 市は、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが文化芸術の担い手として文化芸術を創造し、享受し、その保護及び発展に努めるものとする。

2 市民は、互いにその文化芸術活動を理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第6条 市は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するに当たっては、民間団体等が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意し、民間団体等の協力を求め、またその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について文化芸術に関する施策に係る基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- (1) 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事項
- (3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る重要な事項

策に係る重要な事項

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、松本市文化芸術振興審議会（第9条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術に関する基本的施策)

第8条 市は、次に掲げる事項について文化芸術に関する基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 芸術の振興に関する事項
- (2) 生活文化の振興に関する事項
- (3) 文化財の保護及び活用に関する事項

- (4) 文化芸術に係る国際的な交流の推進に関する事項
- (5) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する事項

- (6) 青少年の文化芸術活動の充実に関する事項

- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る事項

(文化芸術振興審議会)

第9条 文化芸術に関する施策に係る事項等について審議するため、松本市文化芸術振興審議会を設置する。

第10条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 文化芸術活動を行う者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長が決するところによる。

第12条 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月9日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 策定及び見直しまでの経過

年度	月 日	会議等	内 容
令和2年	3月25日	庁議	基本計画の策定について報告
	8月 4日	第1回審議会	現状認識及び骨子案について
	9月29日	第1回庁内連絡会議	現状認識及び骨子案について
	10月13日	第2回審議会	具体的施策Ⅰ・Ⅱについて
	11月26日	第3回審議会	具体的施策Ⅲ・Ⅳについて
	2月26日	第4回審議会	計画素案の協議
	3月26日	第2回庁内連絡会議	計画素案の協議
令和3年	5月10日	庁議	計画（案）の協議
	5月25日	経済文教委員協議会	計画（案）の協議
	6月 1日	第1回審議会	計画（案）の協議
	6月 4日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施（～7月4日まで）
	7月30日	第2回審議会	最終案の報告
	8月30日	庁議	パブリックコメントの結果報告
	9月17日	経済文教委員協議会	パブリックコメントの結果報告
令和5年	8月31日	第1回審議会	基本計画の見直しについて協議
	3月19日	第2回審議会	見直し（案）の協議
令和6年	5月28日	第1回審議会	見直し（案）の協議
	6月25日	庁内関係課会議	見直し（案）の協議
	8月29日	市教育委員会	市教育委員会から意見聴取
	9月25日	庁議	見直し（案）の協議
	10月16日	経済文教委員協議会	見直し（案）の協議

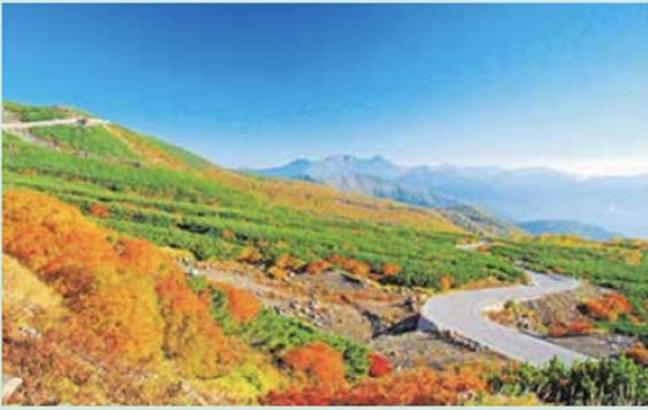
## 松本市文化芸術振興審議会委員名簿

NO	区分	氏 名	役職等	備考
1	活動者 代表	みやじまひろき 宮嶋弘樹	会社員 楽都・まつもとプロデュースチーム リーダー	5期 副会長
2	〃	たきざわかずゆき 瀧沢一以	手仕事扱い処ゆこもり 主宰	5期
3	学 識 経験者	さきもとしょうじ 笹本正治	長野県立歴史館特別館長、信州大学名誉教授 (中近世日本史)	5期 会長
4	〃	くらすわ さとる 倉澤 聡	都市計画家	5期
5	〃	にしおしょうこ 西尾尚子	駒沢女子大学 人間総合学群 住空間デザイン学類 講師	R5より 1期
6	公 募	つじもとけいた 辻本敬太	会社員	5期

## 表紙、背表紙写真（右上から時計周り）

信州・まつもと大歌舞伎 ふれあい座／まつもと街なかジャズフェスティバル／松本市美術館 外観／奈川獅子  
セイジ・オザワ 松本フェスティバル 吹奏楽パレード◎山田毅／会田宿の街並み／花見の御柱／クラフトフェア松本  
内田のササラ踊り／島内の鳥居火／波田のすいか／乗鞍エコーライン／浅間温泉たいまつ祭り／とうじそば  
音楽文化ホール 自主事業





# 岳 樂 学

松本市文化芸術推進基本計画

令和4（2022）年2月発行

令和7（2025）年2月改訂

発行：松本市

松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3000（代表）

編集：松本市文化観光部文化振興課

